

環境社会配慮助言委員会 第138回 全体会合

日時 2022年7月8日（金）14:01～17:13

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

阿部 直也	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
奥村 重史	有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香（※）	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
島 健治	株式会社三井住友銀行 サステナビリティ本部 サステナビリティ企画部 上席推進役
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史（※）	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
松本 悟	法政大学 国際文化学部 学部長・教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 サステナブルビジネス部 部長（環境社会リスク管理担当）
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

オブザーバー

掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
作本 直行	アジア経済研究所 名誉研究員

JICA

戸島 仁嗣	審査部 部長
馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
篠田 孝信	南アジア部 南アジア第一課 企画役
笠原 宗一郎	アフリカ部 アフリカ第四課 課長
三戸森 宏治	地球環境部 気候変動対策室 副室長

14時01分開会

○小島 審査部の小島です。会場で参加される皆さん、あと、リモートで参加される皆さんも参加されていることを確認しましたので、マイクを委員長のほうに譲りまして、開会いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、音声入っていますか。

○小島 はい。よく聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、JICA環境社会配慮助言委員会の第138回全体会合を開始させていただきます。よろしくお願いします。

まず、冒頭に委員の変更がございましたので、そのご報告をさせていただきます。

作本先生と掛川先生でございますけれども、正式には6月末だったと記憶しておりますけれども、異議申立審査役にご就任されるということになりまして、ルール上兼務ができないということで助言委員会の委員をその時点で退くということになっております。本日はオブザーバーという形で実質的に議論には参加していただくということで予定しておりますけれども、冒頭に作本先生及び掛川先生のお二方からお一言お言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

作本先生からよろしくお願いします。

○作本氏 どうぞよろしくお願いします。これまで助言委員の皆様あるいは事務局の皆様大変長らくお世話になりまして、ありがとうございました。

皆様ご存じのように、先ほど奈良で安倍元首相が演説中に撃たれまして、国際社会ではご存じのようにウクライナやミャンマーでの侵攻、圧制が続いております。人々がたくさん苦しんでいるというような実情も見えます。ということで、民主主義というのはとてももろいものだと思われました。この点でJICAが実施されている環境社会配慮というのをこれを通じて、人権社会、環境を主に配慮された活動をさらに継続されて発展されていかれるように心から期待したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどご紹介ありましたように、今回、異議申立審査役に7月1日で任命されましたので、皆様方のこれからのご指導をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 作本先生、どうもありがとうございました。本当に作本先生には長い間、どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

続きまして、掛川先生、よろしくお願いします。

○掛川氏 ありがとうございます。

今ご紹介いただきましたとおり、ちょっと日程的にはご挨拶が遅れてしまいましたけれども、7月1日から異議申立事務局の審査役を受けさせていただいております。助言委員との重複ができないということでしたので、こちらの環境社会配慮助言委員は6月30日をもって退職となりました。この4年間、審査部の皆様、事業部の皆様、また、助言委員会の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。特に助言

委員会での協議を非常に効率的に、また、大変有意義にできるよう進めていただいた原嶋委員長、それから、審査部の皆様には心よりお礼申し上げます。

全体会合やワーキンググループでの協議は私自身も各プロジェクトでの環境社会配慮の現場状況を知る機会にもなりましたし、委員の皆様との協議も大変に有意義で楽しくさせていただきました。また、助言委員会が出された多くの助言については、JICAの関係者の方々が非常に真摯にフォローし対応してくださっているということも実感する機会となりました。今後の役割は異議申立てに関する審査になりますので、申立てがあった場合のみということになりますが、これまでとは異なる立場で日本のODA案件の環境社会配慮が適切に実施され、案件自体の効果が最大化されていくように尽力してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。本日はオブザーバーということでございますけれども、実質的に積極的にご議論にはご参加いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は第6期の助言委員会の最後の全体会合ということで、私のほうで承知している限りでは6名の現在の委員の方が継続されないということでございますので、その委員の皆様には最後のところでまた改めてお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

今私のほうで承知している限りでは、委員のうち木口委員と日比委員が会議室からのご参加ということで、ほかの委員の皆様はオンラインでご参加というふうに承知しております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局のほうで何かありますか。よろしいでしょうか、今までのところ。

○小島 大丈夫です。お願いします。

○原嶋委員長 それでは、お手元に配られております議事次第に従いまして進めさせていただきます。

2番目のワーキンググループのスケジュール確認ということで、委員として継続される方を中心に冒頭多くお願いしているということで、大変恐縮ですが、ご協力をお願いしたいと思います。今画面に出ておりますけれども、スケジュールについて何かご都合が悪いあるいは逆のケースがありましたら、細かな点はまた後ほど事務局にご連絡いただければと思いますけれども、もし大きな点で何かご発言ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。

錦澤委員、どうぞ。

○錦澤委員 すみません。私の担当回なんですけれども、8月26日と29日が連続して入っていて、これは何かの手違いかなとも思うんですけれども、もしよろしければ人数もそれなりにそろっていますので、29日のほうに割当てしておいていただければと思います。お願いいたします。

○原嶋委員長 承知しました。ありがとうございました。

どうぞ。

○小島 錦澤様、大変失礼しました。29日のほうに割当てさせていただきます。失礼しました。

○錦澤委員 お願いします。

○原嶋委員長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、細かな点につきましてはまた後ほど事務局のほうにメールなどでご連絡いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、3番目ですね。ワーキンググループの全体会合と助言文の確定ということで、本日は1件ございます。インド国のパटनाメトロ建設事業でございます。本件につきましては、寺原委員に主査をお願いしておりますので、まず寺原委員からご説明を頂戴したいと思います。準備が整いましたらよろしくお願い申し上げます。

○寺原委員 寺原です。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい。聞こえます。

○寺原委員 では、2ページ目をお願いいたします。

本ワーキンググループは6月27日にオンラインで開催いたしました。その前の4月の全体会合で案件概要の……

○原嶋委員長 音声、入っていますか。

○寺原委員 すみません。6月27日のワーキンググループを開催させていただきました。それで、4月の全体会合で案件概要のご説明がありましたので、ご記憶の委員の方も多いかと思います。その際にもモディ首相案件で急ぎであると同っておる案件でございました。この事前資料に基づきまして、48個の質問・コメントがありまして、それに対してお答えいただきましたものから助言案と論点をまとめさせていただきました。

次ページをお願いいたします。

全体事項でございますが、まず1としまして、既に着工した区間があるなど事業スケジュールにおいて考慮すべき重要な要素がある場合には、DFRにその進捗や不可逆的な部分などを記述することということでございます。これはスコーピングの段階ですけれども、実際に工事自体が着工されている部分もあるというふうになっておりまして、現在のところ、既に工事自体が始まっていて、ドラフトファイナルレポートを待たずに既にかなりの部分は着手されているということでございました。その場合、今回のドラフトファイナルの位置づけというのもL/Aを結ぶための必要な要素ということで、JICAはJICAなりにお進めになっているということでしたので、ドラフトファイナルレポートにおいても既に終わっているような部分、既に変更できないような部分であれば、これを記述してほしいということでございます。

それと代替案の検討でございますが、これも全体的に記述が十分であるとは言えないという状態であって、特に社会的な影響についてどのようにネガティブな要素を書いてあって、それをどういうふう回避していったのかというのが見えなかったということです。要素について社会的な影響などを特に重視して、また、さらに最適案の選定理由についても詳述していただきたいということでございます。

それと3番は、これもかなり表現ぶりとかについても議論したところでございますが、地下と地上の部分がある案件ですけれども、全体の路線で動植物の生息域などが引っかかっているところがあります。20年の間の衛星写真などを比較すると、確かに、都市化の進行によるこの20年近くでメトロ沿線地区において動植物の生息・生育域が急激に消失していることが衛星写真から理解され、生態系への大きな負の影響が生じていたであろうことが想定される。そのため本事業では、残された動植物の生息・生育域へのこれ以上の負荷を避けるよう事業計画を策定する必要があるということです。

この下を二つに分けて、一つは（1）現場調査に加え地域の人々、NGO、専門家の知見も参照しながらキー種を中心とした生息種の現状を明らかにし、本事業による生態系の影響を慎重に調査し、緩和策を策定し、それをドラフトファイナルレポートに記述することということと、保護区がメトロ沿線に隣接し、KBA、キーバイオダイバーシティエリアとして定められた地区を通るため、重要な生息地の著しい劣化につながる可能性を避ける観点から、保護区とKBAへの影響を慎重に調査し評価を行い、ドラフトファイナルに記述することという2点について環境配慮、特に動植物の生息域の減少に関するものとして記載させていただいております。

それと4番ですけれども、実施機関側が実施したパブリックコンサルテーションの議事録を分析し、関係者への追加的インタビューの実施等を通じてJICAガイドラインとのギャップを評価すること。その上で今般の調査で計画されているステークホルダー協議では、弱者を含む被影響住民の意見が十分反映されるよう、相手側の実施機関と十分に計画し、協議実施の結果をドラフトファイナルレポートに記述することということでございます。この議事録等までは拝見していないんですが、実施機関側の書きぶりであると、もう終わったという表現になっているんですね。ガイドラインに定める事項がきちんと守られているかどうか確認をしていただきたいということでございます。

それと、表現ぶりとしては実施機関側が実施したものはパブリックコンサルテーションとして書いてあって、JICAのガイドラインで規定するような会合はステークホルダー協議という表現になっているので、前半がPC、後半がステークホルダー協議という表現になっております。

助言につきましては以上でございます。

次はよろしいですか。

○原嶋委員長 どうぞ次へ行ってください。論点へ行ってください。

○寺原委員 論点をお願いします。論点を見せてもらえますか。

これは先ほどの4番の助言と関係しております。現在のパトナメトロ公社が実施しているものは、EIA Notificationに基づくものについてはPC、パブリックコンサルテーションというふうな表現になっておりますが、これはJICAガイドラインが求める要素がきちんと保たれているか着実に確認する必要があると。やっていないということではないんですけれども、着実に確認する必要があると。これをお願いしたいということですね。表現ぶりとして先ほどもお話ししましたように、これから開催予定のPCは協力準備調査の支援の下、PMRCLが開催するものであることから、PCとは区別してJICAガイドラインで定義されるステークホルダー協議と記載すべきであるという議論がありましたということであります。

次の論点ですが、温室効果ガス排出量の推計ですけれども、非常にいろいろ注目されているところでございます。温室効果ガス排出量の推計に当たっては、世界全体でのネットゼロ排出に向けた2030年目標を含むグラスゴー気候合意に鑑み、事業による直接的な排出に加え、原材料の調達のサプライチェーンにおける間接的な排出についても考慮すべきというコメントがありました。

これに対してJICAからは、2010年のガイドラインでは規定されていないですが、2022年のほうでは一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業に関しては、総排出量を推計し公表することを規定していますということです。あとは推計対象、読むのは省略いたしますが、一つは2010年のガイドラインでは必要とされていないけれども、2020年のほうでは必要とされているということと、どこまでを直接の対象とするかですね。論点として義務的なものではないけれども、ここが議論になりましたということで載せてあります。

以上であります。

ご参加いただいた石田委員、織田委員、日比委員、鋤柄委員のほうから何かコメント等ありましたらお願いできますでしょうか。追加でありましたらお願いします。

私からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、石田委員、織田委員、鋤柄委員、日比委員、もし補足あるいは追加がありましたら遠慮なくサインを送ってください。

織田委員、よろしいでしょうか。

○織田委員 織田です。特に追加はありません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 日比委員、いかがですか。

○日比委員 今、寺原主査からいただいたご説明で大丈夫です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 私のほうもご説明いただいた点でいいので、この後、質問があればお答

えします。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様、ご質問等ありましたらサインを送っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

1点私からちょっと冒頭に、先ほどありましたけれども、既に着工した区間があるということですけれども、これは審査部に確認したほうがよろしいんでしょうけれども、ガイドラインのルール上、この本件でローンする部分について手続的な齟齬はないのか。着工した区間があるというんですけれども、これは本件でローンとして提供する部分なのか、それ以外の隣接する区間なのか、要は着工しているというふうにおっしゃっていましたけれども、ガイドライン上の手続上の問題がないか審査部のほうで一応説明をお願いします。

小椋委員、どうぞお願いします。

○小椋委員 1点確認をさせてください。

事前にお預かりしている資料の案件概要説明についてなんですが、右下でいうと11ページ、表題でいうと4分の3、環境社会配慮事項のところですが、今お示ししていただいております。そのページです。被影響世帯数というものとその内数で住民移転世帯数というのがあるんですが、この差分についてはどういう影響を受けられるんでしょうかという質問です。

○原嶋委員長 続きまして、山岡委員、お願いしていいですか。

○山岡委員 山岡です。ありがとうございます。

助言案についてですけれども、これはJICAに対してのご質問になります。確かになかなか全体を通して助言が重いといいますか、実施機関の不十分性みたいなものが出ていると思うんですけれども、その中で代替案の検討について、2番目、これは非常に基本的なことで、この助言自体はそうだろうと思うんですけれども、こういうものがこの時点で出てくることが一つ問題だなと思うんですが、多分これだけ事業が進んでいますので、ここで代替案の検討結果を見直しても実際の計画案というのは多分変わらないんだろうと思うんです。この助言は結果的にこのプロジェクトの見直しというよりも今後のプロジェクトといいますか、インドのプロジェクトといいますか、今後の類似プロジェクトに対する教訓的な扱いになるのかなと思うんですが、その考え方について教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 田辺です。

着工した区間ということが出てきたんですけれども、それに関連して既に住民移転や補償支払い等が行われている区間があるのかどうかというのを確認したいと思います。仮にガイドライン上との差異が出てきたときに、後で対処できるものもあると思

うんですけれども、こういった場合、対処できないものもあると。特にプロセス上の要件等はできないと思うんですけれども、その辺のあたりはJICAとしてどうしていくのかというところを確認させてください。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、まとめて4つになりますけれども、私と田辺委員と若干重なりますけれども、審査部及び事業部のほうで手分けをしていただいて、回答をお願いしてよろしいでしょうか。

寺原主査、聞こえますか。何か今4つの点について、事業部と審査部のほうで……。

○寺原委員 今幾つかいただいた質問は既にワーキンググループでも出た当然の質問でございます、JICAのほうからもお答えをいただいておりますが、特に着工しているのにこのドラフトファイナルはどういう役割を持っているんですかということ、それが1番で、代替案の検討というのもほかの案件でも幾つかありましたけれども、非常に形式的なものがあって、コメントしても多分終わりの段階だったらあまり変わることはないだろうということなんです。今回の場合もスコーピングの段階なので、比較的我々が関与するとしては最初のほうのフェーズですよね。それで、あとはもうほとんど何か結果として変わるということのは期待できないのかなという感触は得ております。

それで、とはいえ代替案の2の助言については、特にほかの案件まで波及するようなところということまでは考えておりませんということです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今のことを踏まえまして審査部及び事業部のほうから受け止めをいただいてよろしいでしょうか。どちらでしょうか。

○高橋 それではまず、審査部からお答えさせていただきます。審査部環境社会配慮審査課の高橋です。よろしくお願いします。

原嶋委員長、山岡委員、田辺委員からいただいたご指摘について、事実関係としては、着工済みの部分は円借款の供与対象ではないセクションとなります。この案件は少し複雑な線形であり、車両基地などを2線路で共有しているため、一つのプロジェクトでインド側の自己資金で実施する部分と円借款で支援する部分が含まれてます。インド側が実施する部分については既に着工している部分がある状況です。

ワーキンググループ会合でも、代替案の検討が形骸化してしまうのではないかとご懸念、ご指摘を頂きましたが、先ほど主査からフォローいただいたとおり、現状はスコーピング段階であり、既に工事が進んでいる部分を考慮に入れた上で代替案を検討し、事業計画の必要性・妥当性を検討していく建付けとさせていただきます。

事業を実施しないオプションも含め代替案を検討した結果、環境社会配慮に多大な影響が及ぶため事業を実施しない結論になる可能性も当然あると考えております。そ

れに関してはDFRの助言委員会で調査結果を付議させていただき、確認していく予定です。

また、田辺委員からご指摘のあった、既に着工している部分について補償支払いや補償の進め方が環境社会配慮ガイドラインに沿っていない場合はどうするのかという点でございますが、補償方針、補償のタイミング等について、ガイドラインに沿った対応を取るよう実施機関に申入れ済みであり、また、調査でも改めて確認してまいります。

篠田さん、補足をお願いいたします。

○篠田 南アジア一課の篠田と申します。声は聞こえていますでしょうか。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい。聞こえています。

○篠田 一部いただいたご質問について私のほうからご回答いたします。

まず、小椋委員からご質問いただきました案件概要説明の際のパワーポイントにある被影響世帯数、こちらについてですが、ちょっともしかしたら質問の趣旨を勘違いしているかもしれませんが、その場合はご指摘ください。

影響世帯数というのと、あと内住民移転数というのがありまして、その差は何かということかというふうに理解いたしましたが、この差というのは、被影響世帯数は例えば家とかに影響はするものの移転までは必要ないといった人たちです。例えば一部の区間を用地取得が必要なので、移転までは必要ないんだけど、一部の区間が用地取得で取られてしまう、そういった人がいるので被影響世帯数のほうが多くなっていて、完全に移転をしないといけないというのが内の住民移転数ということになっております。

あとは、もしかしたらちょっとこちらのご質問だったのかなというのは、世帯数があって、後ろに括弧がついていて人数が書いてある。この差というのは、世帯数が52世帯であれば、その中に世帯は例えば1世帯3人とか4人とかいるわけで、実際の数としては256人いますよと、そういうことになります。

すみません、ちょっとご質問の趣旨が間違っていたら大変恐縮です。

○小椋委員 どうもありがとうございます。前者のほうで結構です。すみません、途中で申しまして。

○篠田 分かりました。ありがとうございます。

あと、田辺委員からご質問いただきました着工者区間の住民移転補償支払いの今の状況ということですが、こちらのほうはまだ開始されておられません。こちらのほうはこれからもちろん開始されるわけでして、これは通常の案件と同様にこれからいわゆるRAPに相当するものを私どもで確認して、その後、住民移転ですとか実際の補償が行われるということになります。

以上、補足になります。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

田辺委員、山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 ご説明ありがとうございました。できればあまりこういうことは繰り返さないほうが望ましいと思うんですけども、なかなか実施機関がやる調査というのは難しいところがあるなという感想を持っております。

以上です。

○原嶋委員長 織田委員、聞こえますか。

○織田委員 聞こえます。よろしくお願いします。

今、最後の田辺委員に対する回答で発生しておりませんというご回答ではありましたが、同じことを私自身が質問しておりまして、回答票でいただいているところでは、用地取得の進捗や詳細な情報についてはちょうど入手したところであり、また、現地再委託調査にて住民移転の補償実態については確認し、情報をDFRに記載しますというふうになっておりますので、確かにこれからのところもありますが、何か多少の情報が入りなさっていると思います。ただ、いずれにしてもDFRに記載していただけるということになっておりました。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 承知しました。このインド側がやっている区間というのは、あくまで円借款に充当する区間ではないけれども、事業のコンポーネントであるということで、この事業の影響ということでガイドラインのスコープであるというふうに理解しましたが、その理解でよろしいでしょうか。

○篠田 田辺委員、ありがとうございます。そのご理解で間違いございません。

以上です。

○田辺委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

ほか委員の皆様、いかがでしょうか。

小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 すみません、更問で申し訳ないのですが、冒頭に聞くべきだったのですが、このメトロの構造は高架でしょうか。あるいは地下であれば掘割で入るのでしょうか、シールドでしょうか、教えてください。

○原嶋委員長 篠田さんのほうでよろしいですか。

○篠田 小椋委員、ありがとうございます。

高架と地下が両方入っているものでございます。特に都心部というか町の中ですね、そこは地下になっております。そして、影響をなるべく避けるためにシールドを想定しております。

以上です。

○小椋委員 更問なのですが、地下となるとまた土被りによっては日本のように大深度あるいは地下の権利を取得することになるかと思われませんが、過去にも何回かお聞きしていますが、恐らく地下の土被りが浅いところの権利設定は何か補償されるのでしょうか。

○原嶋委員長 篠田さん、お願いしていいですか。

○篠田 ありがとうございます。

結論から言いますと、そちらにつきましても調査でしっかり調べますということになるんですけれども、小椋委員よくご存じのとおり、地役権というのは基本的にインドは設定されていないことが多くて、今回につきましても大きな影響というのは想定されていないというふうに考えております。ただ、そこにつきましても協力準備調査の中で調べて、適切な処置がなされるように申し入れるということかなというふうに思っております。

以上です。

○小椋委員 承知しました。では、またその機会に私も勉強させていただきます。ありがとうございます。

○篠田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○木口委員 委員長、木口です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 木口さん、どうぞ。

○木口委員 些末な点かもしれませんが、論点のほうで1の本文の3行目に「JICAガイドラインが求めるより現場に即した環境社会配慮の実施」というふうにあるんですが、これは多分ワーキンググループの皆様への質問になるかと思うんですが、「より現場に即した」という言葉を入れられた趣旨というのは今お話を聞いているという議論があったんだなということは想像つくんですが、単に「JICAガイドラインが求める環境社会配慮」としなかった点に何か特別な意味があれば教えていただきたいなと思ったのと、あと、この書き方を見るとちょっと読み取りにくいので、「ガイドラインが求める」の後に句読点か何かを入れていただけるとよりよいかなと思った次第です。

以上です。

○原嶋委員長 一応論点のほうの文章取りまとめは審査部のほうが責任ですけれども、内容については寺原主査、いかがでしょうか。今、木口委員からご指摘の点、現場に即したということです。

○寺原委員 なぜここに「現場に即した」が入ったのかよく分からないままになっております。私として別にこれは「JICAが求める環境社会配慮の実施及び適切な合意形

成に関わる」でも問題はないと思っております。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 そのあたりの文案をつくったのは私で、JICAの課長のほうでそのまま採用していただいた文章だと記憶しています。これはガイドラインの文案そのままなんです。より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資する協議内容というのはガイドラインの文章をそのまま使っています。

取りあえず以上です。

○原嶋委員長 審査部の高橋さん。

○高橋 石田委員のご説明通りで、ガイドラインの文言をそのまま使用しております。パブリックコンサルテーションが既に開催済みのため、それが本当にJICAガイドラインが定めるステークホルダー協議に準じた対応になっているか確認する必要があるということが委員からご指摘いただいた点であり、それを踏まえ、こうした内容となっております。

以上です。

○原嶋委員長 木口委員、よろしいでしょうか。

○木口委員 ありがとうございます。最初に読んで引かなかったときに「ガイドラインが求めるより」というふうに読んでしまったところがありまして、単に文言的に「と」と入れていただけるとよりよいかなというのと、すみません、ガイドラインの本文を忘れておりまして、失礼しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 「ガイドラインが求めるより現場に即した」ではなく、「ガイドラインが求める、より現場に即した」ということですね。ちょっとその辺、高橋課長、点をつけるとか鍵括弧をつけるとかで工夫をお願いしてよろしいでしょうか。

○高橋 承知しました。ご指摘の通りと思います。

○原嶋委員長 「ガイドラインが求めるより現場」ではなくて、「ガイドラインが求める、より現場に即した」、そういう意味ですので、よろしくお願いします。

1点だけ寺原主査に確認ですけれども、石田委員に確認したほうがよろしいのかもしれませんが助言文のところのキー種ですね、要は重要な種なんだろうがこれはキー種でいいんでしょうか。3番目ですけれども、キー・スピーシーズなんだろうけれども、よろしいですか、石田委員。

○石田委員 事前資料に出ていた言葉をそのまま使いました。それ以上でも以下でも意味はありません。

○原嶋委員長 一般的に意味は何となく分かりますけれども、ご専門の立場でキー・スピーシーズなんだろうけれども、よろしいでしょうか、これはこれで。

○石田委員 キー・スピーシーズという言葉のほうがよりよく使われるかとは思いますが。

○原嶋委員長 あるいは重要種、貴重種とはちょっと違うのか。その辺は特によけれ

ばいいんですけれども、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。

英語でいくとキー・スピーシーズという言い方を今、石田委員もおっしゃったようによく使う言葉かなと思いますので、その日本語訳ということでいけば違和感はないかなと思います。私がこれを理解したところは、特に絶滅危惧種のJICAさんのガイドラインの場合はNT種以上になるので、正確には絶滅危惧種プラスNT種ということになるので、そこも含めてキー種という意味合いが含まれているのかなというふうには理解していました。そこまでの確認をワーキングでしたわけではないんですけれども、そのような理解ではおりました。

○原嶋委員長 あと、キーはキーと伸ばすのかキイなのか誤解がなければよろしいんですけれども、ちょっと私もあまり言葉は得意じゃないんですけれども、審査部のほうでキーはキーと伸ばすのかキイなのか、それは大丈夫でしょうか。どなたか。石田さんかな。キーを片仮名にしたとき、キーなのかキイなのかちょっと分からないんですけれども。

○高橋 承知しました。それでは、ホームページへの掲載までに改めて確認させていただきます。

○原嶋委員長 では、お願いします。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、論点も含めまして何かご発言ありましたら。

小島さん、後ほど温室効果ガスの排出についてのご説明があるようですけれども、これはこの論点に関わることということで理解してよろしいのでしょうか。全く無関係なんでしょうか。

○高橋 高橋からお答えします。

本日、後ほど、温室効果ガスの排出推計方法の検討状況をご報告させていただく予定ですが、本事業とは直接の関係はなく、本事業においては日比委員のご指摘を踏まえ論点に残すこととしたものです。脱炭素社会の構築に向けた対応ということで、国際的な援助潮流も踏まえ対応を考えていきたいと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの作本先生、掛川先生、よろしいでしょうか。

○掛川氏 私のほうは特にありません。

○作本氏 作本もありません。

○原嶋委員長 それでは、一応今お手元のとおりの、ちょっとキーのところだけは字句の確認をしていただくことを前提に、助言文については今お手元の原案どおりということでございますけれども、寺原主査、特にないですね。補足がなければ一応これで

確定を。よろしいでしょうか。

○寺原委員 補足はありません。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、今お手元の文面のとおりの助言文を確定させていただきたいと存じます。もし何かありましたら最後ですけれども、サインを送ってください。

それでは、特にご異議もないようですので、原案どおりということで確定させていただきます。キーについては確認をお願いします。

寺原主査、どうもありがとうございました。

○寺原委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 篠田さんもどうもありがとうございました。

○篠田 どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、次に移ります。温室効果ガスについては後ほどご説明もあるようですので、またそのときに若干の意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、4番目のモニタリング段階の報告でございます。準備が整いましたらご説明をお願いします。

○小島 今、画面投影されたところと思いますので、私、小島から説明させていただきたいと思います。

2010年のガイドラインにおいてモニタリング報告書を取り付けて、それを公開すると。その中で公開されたものについて半年に一度、皆さんにこうやって網羅的に説明するということになっています。当初は英語のものをそのまま掲載していたんですけれども、やはり見やすいほうがいいということで現在のようになっています。この様式について質問と指摘をいただくことがとても多いので、まずそれについて説明させてもらってから個別の案件についてざっと説明したいと思います。

まず、これ並んでいる順番なんですけれども、左から4列目、LA調印日というところを基準に並べています。国順ではありません。2010年ガイドラインが適用されるものから始めているので、一番古いものは1番のベトナムの南北高速事業ということになって、2011年11月2日に調印されたものということになります。

その右の列ですね、モニタリング結果公開の合意の有無というところで、モニタリングは必ずしてもらうんですけれども、それを公開するかどうかということについては、相手国の了解を取り付ける必要があるというところで、公開に合意しているものについては丸、しないものについてはバツということになっています。国によっては社会面のモニタリング報告書と環境面のモニタリング報告書を分けているところがありますので、あえてここは二つ枠を設けているというところでございます。

その右の列は事業の進捗を書いています。1番目のベトナムの案件だと、今現在建設工事中ということになります。そこに書いてある事項は調達手続前、コンサルタント手続中、詳細設計中、コントラクター調達手続中、建設工事中、終了（供用中）とい

うことになります。モニタリングにおいては、完成してもそこから2年間、事後評価までは行うということになっていますので、終了（供用中）というような項目があるということになります。

一番右の列もこれは二つ設けていて、最新のモニタリング報告書が提出された時期を書いています。この1番のベトナムの案件だと、環境面においては2018年度第2四半期のものが出ていると。社会面においては2016年第3四半期のものが出ているというところになります。これを見ていただいたら分かる通り、このベトナムの案件においては環境面と社会面、別々のモニタリングレポートが出ているということになります。このように時期が書いてあるということは、既に私たちのホームページに掲載しているということでもありますので、検索していただければ見つかるようになっています。

では、この中で赤字下線が引いてあるものについては今回、半年間に更新があったものでございますので、それについて説明をしていきたいと思います。

2番のエジプトのカイロの地下鉄案件です。これは2012年にLA調印がされたものなんですけれども、環境面、社会面とも公開に同意しています。やっと建設工事が始まったところで、いずれのモニタリング報告書も最初のものでまだ出ていませんので、未提出ということになっています。一応内々のものは取り付けていて、あとはチェックして公開するという段階のものが一つありますということです。

5番のフィリピンの中部ルソン接続高速道路建設事業というものですけれども、これは2021年第4四半期のモニタリングレポート、環境のものが出てきて公開しているというところがございます。社会面においては公開に合意いただいていないというところになります。

下に移りまして、13番のモザンビークのマンディンバーリシंगा間道路改善事業について、これは2019年度の報告書が出てきて、それがホームページにアップされているというところがございます。

17番、ミャンマーのティラワにおいても環境面について公開に合意していますので、2021年度第3四半期のものが出ているというところがございます。

チュニジア、コスタリカ、エルサルバドルの案件について、それぞれのステータスは書いてあるとおりで、2021年第3四半期のものなどが提出されて公開されているというところがございます。

32番のフィリピンの南北通勤線鉄道事業（マロロスーツツパン）というものについても事業のステータスに進捗がありまして、工事が始まったと。それについてモニタリング報告書が出ているというところがございます。これは環境面、社会面においても両方公開に合意いただいて、もう既にホームページにアップされているというところですよ。

41番から43番にかけてインドとカメルーンとコスタリカの案件があります。それぞ

れのステータスはご覧になったら分かるようなものになっています。

あとの説明は省きますが、例えば56番を見ていただいてもよろしいでしょうか。これダッカ都市交通整備事業というところで、一番右がNo.7参照ということになっています。これは輪切りとして実施したものですので、輪切りとして実施したものについては一番最初の案件に基づいて記載しているというところで、この7番に戻っていただくとモニタリングレポートがどのようなになっているかというのを参照いただけるようになっています。ほかの案件でナンバー幾つ参照となっているのも、そのように見ていただけるというところでございます。

お分かりのとおり、下にいけばいくほど進捗としては最初のほうになります。コンサルタントの調達中とか詳細設計中というものが増えるというところになります。新たに進捗があった案件については、また付け加えていくということになります。

小島からの説明は以上です。

すみません、もう一つ付け加えますと、コロナがあったということで案件の進捗がなかなかないというような状況が続きましたが、私自身の感触として、一段落ついてまた工事が再開してきて、モニタリングの報告書も出てくるようになったなというような印象を受けております。このような機会が半年に一度あることによって、私たち自身、そして、事務所自身もより取り付けるインセンティブができますので、このように皆さんに報告しながら進めていくのかなというところでございます。

小島からは以上です。失礼しました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今モニタリング段階の報告で冒頭の説明がありましたので、それに対するご発言を頂戴します。

まず源氏田委員、どうぞお願いします。

○源氏田委員 源氏田です。ご説明ありがとうございます。

モニタリングの表で、モニタリング結果公開合意の有無という欄があるのですが、そこに環境と社会と分けて書いてあって、社会のところに影響なしというのが何件かあります。例えば14番のベトナムのハノイ市環状3号線整備事業など社会面については影響なしになっているのですが、これは被影響住民がいないとか、被自発的な住民移転がないとか、そういう案件だったという理解でよろしいでしょうか。ちょっと確認までお願いいたします。

○原嶋委員長 お三方ほどいただいてからまとめて回答をお願いしますので、続きまして、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 このフォローアップに関する情報について、これまでこのように整理をされていて、アセスではフォローアップの情報というのがなかなかきちんと公開されないというのが一般的な状況としてあると理解していますので、きちんとこういう形で整理をされて、英語での情報公開ということだと思いますけれども、JICAのホーム

ページのほうでも公開されているということで、その点については非常にすばらしい取組だと理解しています。

それで、この委員会でこういう日本語でこうやって整理していただいているわけですが、日本語にした情報というのはウェブのほうで公開していただくということができないのかというのが1点。可能であればしていただいたほうがいいのかなと思います。

それが1点と、それから2点目は、これは再三、毎回お願いしていることではありませんけれども、これを見ると公開しているところと公開していない国があると。特にバングラデシュですね、これ件数をカウントすると、特に環境と社会と2つあって、社会のほうは非公開の傾向が強いと。環境については公開している傾向があって、ただ、バングラデシュについては環境についてもカウントすると13事業中12事業非公開になっていますので、やっぱりこれはほかの国と比べて、ほかの国も多いところでも2事業だけなので、件数で見ると明らかにバングラデシュは国の方針として非公開にしているというように読み取れますから、ここは引き続きそういった状況を説明していただいて、段階的に例えば環境のほうのモニタリングだけでも公開していただく、そういったことを段階的に協力していただけるようお願いできればと思います。

それから、ごめんなさい、ちょっと長くなって恐縮ですが、最後に3点目として合意なしの記載があるところですが、これは合意なしだとJICAとしてモニタリングの結果を受理したのかどうなのかということも分からないんですが、受理したかどうかという情報だけでも明記していただくことはできないでしょうか。

以上になります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、長谷川委員、聞こえますか。

○長谷川委員 長谷川です。ありがとうございます。

先ほどの源氏田委員、それから、錦澤委員のコメント、質問とかぶってくると思います。今回、今から言うことは3回目の質問というか指摘なんですけれども、両委員とも言ったようにモニタリングの公表合意のところでは社会面のところが事業なしと記載されていると。これは非常に分かりにくいというか、影響がないということと、それから、合意をしているかどうかというのは違うことなので、もう少しこの影響なしという書きぶり、モニタリングの合意のところですね、ここは何か工夫ができないかというふうなことを何度か申し上げてきて、じゃあ検討してみましようということをおっしゃってくれたんですけれども、以前と同じような表記になっているということで、どのような検討をなさって、結局こういうふうなことに落ち着いたという経緯をちょっと教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、もう一方いただいた後、審査部のほうでご対応をお願いします。小椋委員、お願いします。

○小椋委員 モニタリングの結果、特に社会影響のほうは合意なしというのが多いのですけれども、内容についてはJICAさんのほうで公開はされないのだけれども、確認はしておられるという理解でよろしいのでしょうかという質問です。

○原嶋委員長 それでは、小島さんでよろしいでしょうか。審査部のほうで重なっておりますけれども、4人の方からのご質問ですね、ご対応をお願いします。

○小島 繰り返し指摘いただいているものも含めて大変恐縮です。

順番にいきますが、源氏田委員から指摘いただいた影響なしというのはどういうことかということ、つまり社会的な影響がモニタリングの対象になっていないというようなものでございます。影響なしまでは言えないんですけれども、モニタリングする必要なしというふうに判断されたものについてこのように書いています。

錦澤委員からいただいた3つの指摘ですね。一つ目はコメントとしていただいている、今見ていただいている情報を公開できないかというところでございます。今見ていただいている資料は、助言委員会での説明資料として掲載することについては私たちとしても何ら問題ないと思っていますので、そのようにしたいと思っています。

二つ目ですね。バングラデシュについてはこの場でいつも出てしまう国ではありますが、行くたびに私たちとしてはぜひ公開してくださいというふうに指摘はしているところですし、ほかの部署にはしてもらっているところではありますが、いかんせん相手国の制度上、公開する慣習がないというところなので、いつも同じやり取りになってしまうというところが率直なところです。

段階的というアイデアもあります。例えばこの後の錦澤委員の3つ目のご質問に係るんですが、受理したかどうかだけでも出せないかというところなんですけれども、実は受理している、していないというのも半ば情報公開に近い話になってしまうので、それもなかなか同意が得にくいのかなというところでございます。段階的にやっていくというのは私たちもお勧めしているところではありますので、そこはもう毎回同じ回答で恐縮ですけれども、粘り強くやっていくしかないかなと。個別のワーキンググループなどにおいても、バングラデシュについてはいつも同じご指摘をいただいているところで大変恐縮でございます。

長谷川委員からご指摘いただいたこのモニタリング結果公開合意の有無のところの社会面のところで、例えば影響なしと×というところは、私たちとしては厳密に使い分けているつもりでございます。影響がなくてモニタリングする必要がないものについて提出をお願いすることはないと思いますので、それはそういうふうに分かるようにしておいたほうがいいかなというのと、合意を取り付けられなかったという意味でバツというふうにしています。なので、一番右の列においても取り付けていない、あるいは提出がないというわけではなくて、影響がなかったの、ここは必要ないと

というような書き方で、すみません、私自身は今のご説明で、この書きぶりで分かっているものと思ってこのようにしている次第でございます。昔どのような書きぶりだったかちょっと放念してしまいましたが、少し親切になっているという認識でございます。違ったらごめんなさい。

最後ですね、小椋委員からいただいた合意なしというふうに書いてあるところも、私たちとしてはモニタリング報告書を取り付けているというところでございます。ただ、多分皆さんがお気づきのとおり公開する・しない、あるいはこういう場で説明する・しないかによってやっぱり私自身あるいは相手方もどれだけ真剣に取り付けるかというところは変わってくると思います。やっぱり公開すると合意していただいたものについては出てきやすいというのはあると思いますので、そこはもう私たちがなぜこういうことをやっているかという趣旨も含めて説明するのかなというふうに思っています。

以上でいただいたご指摘についてお答えしたつもりです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

源氏田委員が冒頭におっしゃった社会面の影響なしというのは、被影響住民などがないということでもいいのかといった趣旨のご質問があったと思いますけれども、それはもう一度。

○小島 社会面での影響、つまり移転などがないというところでございます。

○原嶋委員長 あと、錦澤委員からウェブ上でこの結果を公開されているかどうかということがあったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小島 助言委員会でのご説明資料として公開しているものだと思いますが、探していただくのが大変ではあります。ただ、毎年1月、7月に同じことをやっていますので、その時期が分かる方は1月、7月の資料を見ていただくと見つけることができるということになります。特別なページを設けるかどうかということについては私たちの手間も、ごめんなさい、私たちの手間という失礼ですね。そこまでニーズがあるかどうかということについては、今のところこれを広くご覧になる方はおられないんじゃないかなと思っています。

モニタリングの報告書は実施機関から出てくるものでございますので、原則英語で、この資料も2年ぐらい前までは英語で作っていたんですけども、まずは助言委員の皆さんにはできるだけ早く理解いただいたほうがいいということで、ある時点から日本語にしているものでございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。今までご質問いただいた委員の皆様、何か追加ありましたら。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 どうもご説明ありがとうございました。一生懸命考えていただいたということは大変よく分かりました。

それで、多分私が実務的なところがよく分かっていなくて、それで理解が進んでいないかなと思ったんですけれども、ご説明では、まず影響というかモニタリングをやって何もなかったと。そういうことであれば、もう先方政府から公開するかどうか合意を取り付けるといふことのステップまでは進まなくていいということで、単純に影響なしと書くんだなというふうに理解はさせてもらいました。

ただ、これは我々委員だけじゃなくて一般公開ということのをされるわけで、その場合に単純にここを影響なしというふうに書いてしまったときに、今ご説明していただいたところまで深読みできるかどうかというところがちょっとどうかなというふうな思いを持ったんですけれども、そういう意味でご説明していただいたことで分かりましたけれども、その辺はもう少し何かできないのかなというちょっと感想です。

以上です。

○原嶋委員長 掛川先生、どうぞお願いします。

○掛川氏 ありがとうございます。

すみません、オブザーバーとしてなんですけれども、バングラデシュの情報公開についてはまさに私自身もすごくずっと懸念しているところなんです、これは恐らく現地では、ほかのドナーも困っているかと思います。ですので、例えば現地で定期的に行われるドナー調整会議があると思うので、そういうところで定義していただいて、ドナー機関全体と相手国政府の関係者と少し情報公開について本当にどういうふうに進捗していくべきなのかとか、何かそういうことを議論していただければ少しはドナー全体として進めていけるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。JICAの方々へのご提案です。

以上です。

○原嶋委員長 では、続きまして、作本先生、どうぞまずいただいてからJICAのほうで。

○作本氏 私も掛川さんがお話しされているのを聞いて、ちょっとすみません、発言させていただきたくなりました。

バングラデシュは国内の環境基本法はあるんですが、そこでも厳密に社会配慮をあまり取り上げていないんですね。いわゆる公害防止の影響線上の環境保護の考え方に立っているんですが、逆にインドシナのミャンマーを入れた国々ほぼ全てだったと思いますけれども、全てが社会配慮というよりもエシア、社会配慮に関する個別の法律をつくっているというふうにさっき私は調べましたので、これが直ちに公開に結びつくかどうか分かりませんが、エシアに関する国内法を整備しているということの延長線上で、こういう公開はいかがですかというふうな働きかけを持っていくというのも1つの流れかなと思いました。

以上、意見です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小島課長、受け止めをお願いしてよろしいでしょうか。どうぞ。

○小島 ありがとうございます。

長谷川委員、私が誤解していたらすみません。モニタリングのここの書き方なんですけれども、私たちは調査する段階でこの案件で想定される影響を当然ながら調べます。その調べる中で、環境面でこういう騒音とか水質とかに影響があると。社会面においては住民移転があるなどを調べます。その段階で事業を実施する前に合意文書の中で、環境面においてはこういうものをモニタリングしてください。社会面においてはこういうものをモニタリングしてくださいというような理解を相手国政府とします。

その中で、移転が全くないあるいは社会的な影響もないというものについては、その段階でもうモニタリングしなくていいよというような理解を双方で取り付けて、それが事業の開始された後に例えばコントラクターの方から出していただくモニタリング報告書に反映されるというような形になっていますので、工事の途中段階で社会面に影響が全くなかったからといって出さないということではなくて、最初の段階で本件は環境面に影響がある、社会面に影響があるという判断をした上で、工事中にどのようなモニタリング報告書を取り付けるかというのを決めるというような形でございます。

なので、ここであえて2つ列をつくって、必要かどうかというのと合意が取れているかどうかというのを書き分けさせていただいているという形でございます。私の受け取り方が間違っていたらごめんなさい。念のため今のような説明をさせていただきましたというところです。

バングラデシュとの関係において、ドナー会議において定義したらどうかというようにところをご提案としていただきました。若干あるとすると、国際機関、例えば世銀とかアジア開発銀行とかとバイの機関との扱いがもしかしたら異なるかもしれません。私自身はバングラデシュが世銀で公開されるものについてどういう態度を取っているかということについて覚えていないんですけれども、国際機関においてはバングラデシュも一員であるというところから、もしかしたら彼らは違う態度を取っているかもしれない。他方でバイ、JICAとの関係、バイの関係においてはもう少し関係が違ったりするのかなというふうに思いましたので、ただ、世銀も含めてみんな困っている話であればワンボイスとして申し入れるというのは当然あり得るかなというふうに思いました。

以上でよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて錦澤委員と田辺委員からサインをいただいておりますので、お二人からいただきます。よろしくお願いします。

錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 すみません、再びで。

小島課長の回答で承知しました。ここの今回上がっている案件は2010年のガイドライン適用の案件で、そのガイドラインに基づいてこのモニタリングの業務を進められていると理解をしています。改めてこのガイドラインを読むと、該当するのは3.2.2のモニタリング及びモニタリング結果の確認のところで、7番を読むと、JICAは相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開すると、そういうふうな説明がされています。

これを読むと、「相手国等で一般に公開されている範囲で」というその表現があまりよくないのかなと正直思うんですけども、今回新しく改定されたガイドラインはこの文章が改善されて、改善されてという言い方はちょっと適切かどうか分からないですけども、JICAは相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトで公開する、「相手国等の了解の下で」というそこはもちろん原則として残ってはいますけれども、ただ、この文章はそういう形で私が見る限り前進していると思いますので、ちょっとその点については、新しい案件についてはまたこの新しいガイドラインが適用されるということで、ちょっと情報を共有しておきたいと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、お願いします。

○田辺委員 掛川委員から質問のあったバングラでの他ドナーの扱いですが、私の知る限り、ADBではポリシーの中で環境モニタリング、社会モニタリングレポートを公開するということが要件となっていますので、ADBのウェブサイト上でこれらが公開されているということを幾つかの案件ではありますが、確認をしています。

ですので、結局お願いベースでの限界というところがかかなり見えてきている部分でもあるので、恐らく次のガイドライン改定の課題なのかなというふうには認識しています。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

田辺委員、錦澤委員からのご発言はコメントといいますか、要望も含めたコメントということで承りまして、ほかはありますでしょうか。

小島課長のほうから何か受け止めがあればあれですけども。

○小島 ありがとうございます。

2010年のガイドラインにおいては、一般的に行われている方法で公開するというふうに書かれていて、これは相手国政府からすると、公開するのは一般的ではないと言ってしまうともう公開できないということになってしまう。ただ、私たちとしては2010年のガイドラインにおいても、対象案件においても運用として相手国に一応参照

して、その結果、どうしても駄目という国においては今のような対応になっていると。今回のガイドライン改正においては、その実態を文書化していただいたということで考えています。もちろん今、田辺委員がおっしゃったような要件とするというような案も出ましたが、少なくとも2022年のガイドラインにおいては、今運用しているものをそのまま文書化して、相手国の意向を確認するというようなやり方をやっています。

これはJICAが相手国政府と事業をやるに当たっての原則です。相手国と一緒にやっているものについて勝手に公開するというのは、やはり原則としてやらないほうがいいことだと思いますので、ここは私たちとしても粘り強くやっていくということで、すみません、私は毎回粘り強くという言葉を使っていますが、本当にそうしていくしかないというところです。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。引き続き粘り強く改善をよろしくお願いします。

それでは、一応幾つか今後の方向性などをいただきましたので、課題ということで頂戴しまして次に移りたいと思いますので、今度は個別の案件ということでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○小島 準備するまで5分ぐらい時間をいただければと思いますので。

○原嶋委員長 それでは、併せて休憩ということで、25分まで休憩ということでよろしいでしょうか。小島さん、いかがですか。

○小島 もうちょっと早くて大丈夫なので、23分ぐらいで大丈夫です。

○原嶋委員長 では、23分に再開ということで一旦小休止ということにさせていただきます。

○小島 恐縮です。ありがとうございました。

15時17分休憩

15時23分再開

○原嶋委員長 それでは、予定をしておりました23分になりましたので、再開をさせていただきます。

続きまして、4番のモニタリング段階の報告のうちの2番目になります。カメルーン国のヤウンデーブラザビルの国際回廊整備事業ということで、今、先ほどの表の42番に該当するのでしょうか。ご説明をお願いします。

○笠原 ありがとうございます。

それでは、ただいまより、今ご紹介いただきましたカメルーン共和国でのヤウンデーブラザビル国際回廊整備事業の本日はモニタリング結果のご報告ということで、お時間をいただきましてご説明をさせていただければと思います。

冒頭10分ほどお時間いただいて、私どもからもう既に皆様のほうにもお送りさせて

いただいている資料に基づいてご説明させていただいて、その後にご質問等をいただければと思います。主に、これまでも環境レビューのご報告等をさせていただいていますが、改めてちょっと事業の背景であったり現状をご説明させていただいた上で、モニタリングの状況についてお話をさせていただきます。

それでは、資料の次のページ、お願いします。

事業の背景ですけれども、カメルーンが所在する場所、アフリカの中部になりますが、ご承知のとおり、中部のアフリカの地域は、豊富な鉱物資源であったり森林資源に恵まれて、いわゆる開発ポテンシャルが高い地域というような位置づけとなっておりますが、主に運輸インフラの未整備によって、なかなか物流であったり域内の経済統合が進んでいないといったような課題がございます。そういった課題に対して、中部アフリカ諸国経済共同体というものがございまして、そちらが策定しているマスタープランにおいて、国際回廊の整備というものを最優先課題として掲げております。

そういった背景に基づいて、「本事業は」というところに移りますが、アフリカ開発銀行が中心となって、カメルーンとコンゴ共和国の首都を結び、また、その域内の最大の物流拠点である港もつなぐと、そういったような国際回廊の整備の事業を行うことを決定しているものでございます。

資料、次のページにまいります。

事業の概要のほうに移りますが、こちら右に地図を記載しておりますが、赤で囲んだところ、カメルーンの首都、ヤウンデとコンゴ共和国ですね、コンゴ民主共和国ではなくて、コンゴ共和国の首都、ブラザビルをつなぐ国際回廊のうち、この赤点線、ジュムとセンベの間の約330kmの幹線道路を整備する案件でございます。このうちJICA融資分、アフリカ開発銀行、AfDBが行う事業のうち、JICAの融資分ということで、ミントムからレレの間、約67kmの整備についてJICAの融資で行うと。基本的な調達ルールというものは、アフリカ開発銀行のジョイント型の調達ルールで実施するものというようなすみ分けになっております。

資料の次のページ、3ページ目ですが、PDFでいうと17ページ目になりますけれども、こちら、ちょっと細かくより地図を表現させていただいております。こちらの地図の赤い部分、線でいうと、左からジュム、ミントムとオレンジがあり、その次が赤い部分がありますけれども、ここの部分、カメルーン共和国の国内のこの67km部分を、全事業としてフェーズ1、フェーズ2というふうに分かれておりますが、そのうちのフェーズ2の一部をJICAの実施分、JICAの融資分として行うものになります。

細かいところはご説明を省きますが、カメルーンとコンゴ共、フェーズ1ではここ、フェーズ2ではここをやっているということを、こちらでご説明をさせていただいておるとおりでございます。

それでは、続いて次のページ、4ページ目、PDFでいうと18ページ目になりますが、こちらはイメージをもうちょっと持っていただくために、最初、いわゆる施工前のこ

ういった未舗装の道路というか道が、一部こういう場所もある中で、これを片側1車線の道路に整備するというようなものになります。JICA実施分としてL/Aの上限額は58.94億円、L/Aの調印は2017年5月30日となっております。

続いて、5ページ目に移りますが、これまでの状況について簡単に1枚でクロノロジーをまとめております。

これまでも、助言委員会場で3回ご説明させていただいております。直近では2018年10月に環境レビューの結果のご報告をさせていただいております。その際には主にコミュニティー開発であったり、社会インフラとか先住民族の活動であったり、そういったところの支援の内容はきっちり確認するべしであったり、密猟対策、そのあたりを確認すべしという、そういったようなアドバイスをいただいております。

事業としては、先ほどL/A調印は2017年と申し上げましたが、その後、進捗状況の一番下に記載のとおり、2021年1月に仮引渡し、また12月にこちらの新聞の写真、掲載をしておりますが、引渡式を実施をしております。

以上が進捗の状況になります。

資料、次のページにまいります。ここからモニタリングの報告に移らせていただければと思います。

こちらはカテゴリAということで、主に先住民族居住区での事業に該当するといったことが事由として挙げられております。

資料、次のページ、7ページ目に移ります。ここからは汚染対策と自然環境、社会影響の3つに分けて、簡単ではございますがご説明をさせていただきます。

まず、汚染対策については、大気質、水質、振動・騒音についてモニタリングをしております。

資料8ページ目にいきますが、まず大気質に関しましては、基本的に乾季における砂であったり、そういったものの発生を防ぐため、車両の速度規制であったり、カバーを設置、散水といったような緩和策を実施しております。その結果として、オレンジ色の枠で記載をしておりますが、実際に速度制限であったり定期的な散水等の対策を実施しており、特段その近隣に住まわれている住民からの苦情はございませんといったような状況でございます。

次のスライド、9ページ目、PDF23ページ目のところに、写真を簡単ではありますが掲載をさせていただいておりますので、こちらもご参照いただければというふうに思います。

続いて、資料10ページ目に移ります。PDF24ページ目です。こちら水質になります。

こちらの工事現場で発生する汚水の適切な処理の対策を行っているということで、オレンジ色の枠に記載のとおりですが、使用済みのセメントを川へ流さない等の対策について周知徹底を行っていたり、また、こういった水質に対する住民からの苦情はないということを確認をしております。

次のスライド、資料11ページ目ですが、振動・騒音に関しましても、こちら先ほどのご説明のとおりでもあります。工事車両の速度制限を設けているほか、また、夜間の工事を行わない等の対策を実施しておりまして、特段住民からの苦情はないといったような状況でございます。

続いて、資料12ページ目、PDF26ページ目に移ります。こちら自然環境に関してです。項目としては、保護区と生態系、地形変化に関してになります。

資料13ページ目ですが、保護区（密猟、野生動物保護）に関しては、工事関係者に対して、こちら写真に掲載のとおりですけれども、いわゆる密猟禁止の啓発研修を実施しております。

また、環境レビューのご報告のときにもさせていただいておりますけれども、今回新たに舗装された道路が開通するという事で、密猟のリスクが高まるのではないかとといったようなお話がありましたが、それに対する対策として、いわゆるポストを設置して、そこに保護官を置いて、見回りであったりとか取締りであったり等を行っているというふうな状況になってございます。

続きまして、資料14ページ目に移ります。野生保護という観点で、事業対象地は国立公園から20km離れているため、影響は限定的です。また、ご参考として、モニタリング時に目視確認された野生動物を列挙しております。チンパンジーであったり、ゴリラというものも確認されたというような報告は来ております。

続いて、資料15ページ目に移ります。

こちらが生態系ということで、道路の拡幅等を行うことで一定程度の森林伐採が発生するということです。それに対しては、大木の伐採を避ける等の環境負荷を考慮した線形設計を実施し、また、施工業者との契約書類で供用時の植樹を定めております。ですので、まさに引渡しが終わったところですので、現在その植樹を実施していると、そういった段階でございます。

続いて、スライド16枚目、PDF30ページ目に移ります。ここから最後の社会影響の場所になります。用地取得・住民移転と生活・生計支援の項目がございます。

資料、17ページ目に移りますが、まず用地取得・住民移転に関しましては、こちら前回等にもご説明させていただいておりますとおり、冒頭ご説明しましたが、本事業はフェーズ1、フェーズ2と行われていて、その一番最初の段階において住民移転計画を策定されており、また、それに対する補償、移転であったり補償というのは実施済みというような状況でございます。

具体的にこのオレンジ色の枠の中に記載していますが、住民移転に対して行ったほか、641の構造物であったりお墓であったり建屋だったり、そういうものが含まれていると、そのように認識をしておりますが、そういった構造物や779の栽培作物に対して、2012年2月に支払い完了しております。また、フェーズ2の実施時に、細かい設計をした際にやはり追加的なそういった補償が発生したため、それに対する対応も

2020年に完了をしている状況です。

最後のスライド、18枚目ですけれども、生活・生計支援ということで、本案件、今回の対象地域の中にバカ・ピグミー族がいるといったようなところで、それに対する配慮というところでございます。その住民協議においては、通訳を配置して、情報を直接伝達しているということであったりとか、今回、大部分がバカ族が占めるというところでもありましたので、ほかの民族の方々と要望としては確認をしたところ、同じだったというような状況です。それを踏まえて、3ポツ目ですけれども、先ほどご説明の補償の実施のほか、附帯事業として、井戸の改修であったり農機具の提供、学校・病院等、社会インフラの改修等を実施しております。

ちょっと時間超過してしまいましたが、当方からの説明は以上になります。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

それでは、山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 山岡です。説明ありがとうございます。

細かい点ですけれども、10ページ目のスライドです。水質のところなんですけれども、使用済みセメントを川へ流さないと書いてあるんですが、この意味がよく分からないんですが。例えば、生コンクリートを使って、生コンクリートで余ったもの、使用しなかったものを川へ流さないということであれば分かるんですが、この使用済みセメントを川へ流さないというのは、これはどういう意味なんでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 3人ほどいただいてからまとめて対応させていただきますので、続きまして鋤柄委員ですね、お願いします。

○鋤柄委員 1点、質問と、もう一点は確認です。

野生動物に関して、この事業の工事中は速度制限等を実施して、事故に気をつけられたということですが、工事中に何らかの野生動物のロードキルという報告はあったのでしょうか。それを教えていただきたいというのが1点です。

そして、もう一点は、去年の暮れに供用が開始され、かなり交通量が増え、スピードも上がってくると思いますが、ロードキルのモニタリングについてどういうことになっているのか、それを受けての緩和策、例えばフェンスを張るですとか、そういったことも計画に入っているのか、これについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 米田副委員長、聞こえますか。

○米田副委員長 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 どうぞご発言をお願いします。

○米田副委員長 すみません。幾つか質問があります。

1つ目は、そもそもなぜこの案件が今こういう詳細な説明の対象になったのかということが1点目です。単になぜだろうと思ったというだけのことです。

2点目は、スライドの事業概要のところですけども、一番下にコンゴ共和国側が頓挫したとあるんですが、これ、その後どうなっているのか、あるいは今後どうなるのか。道路ですから、つながらなければ多分あまり意味がないと思うんですが、そのところを教えていただきたいというのが2点目です。

それから、その次は、鋤柄委員の質問と同じようなことなんですけれども、動物の名前等を挙げていただいて、すみません、その前にもう一つ。同じようなことなんですけれども、スライドの13ページの一番下に、野生動物保護官ポストを2か所設置したとあるんですが、その設置したまではわかるんですけども、その結果として何か成果があったのかというような情報まで入ってくるのかこないのか、もし入っているのであれば、何かそういう成果があったのかと。密猟者を捕まえたとか、そういうようなことがあったのかというのが3点目ですかね。

4点目がその動物の話なんですけれども、モニタリング計画はどういうふうになっているのか、ちょっと把握していないんですけども、先ほどのご説明では、参考までに目視されたというお話だったんですが、この情報、単に工事中に見かけたのか、どういう状況で見たのか、あるいは道の上でそこで死んでいたとか、先ほどのロードキルがあったのかどうかという話と同じことになりますけれども、そういうところまで情報がないとあまり意味がないのかという気がしまして、ここに住んでいるか住んでいないかではなくて、影響があるかないかのモニタリングだと思いますので、もし記録するのであれば、そういうところまで記録していただきたいかなという気がします。そこまでお願いできるのかなというところです。道を渡りたいけど渡れなかったとか、そういう影響も出てくるだろうと思うんですけども、そこまで把握できるかどうか分かりませんが、そこまで意識して見てほしいというのが4点目ですかね。

もう一つ、その次に植林の話で、今やっているところだということで、一番下に施工業者との契約書にて植樹を定めているということで、これは木を植えるということを書いているという意味だと思うんですが、樹種であったり、そこまでの配慮とか、外来種を入れないとか、そういうところまで入っているのかどうかという点を確認させていただきたいと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございます。

それでは、ここで一旦区切らせていただいて、まず、なぜ本件をここで取り上げたかについては審査部のほうからお答えいただいて、あと山岡委員からのセメント、あと鋤柄委員からロードキルの問題、米田副委員長からは3つほどありましたので、まず審査部のほうから、なぜこれを今回取り上げたかということをお願いした後、事業部のほうから残りの点、お願いしてよろしいでしょうか。

○小島 審査部の小島です。ありがとうございます。

カテゴリAの案件あるいはカテゴリBの案件でも、助言委員会に説明したものについては、ワーキンググループを行ったものについては、いただいた助言に対してどう対応したかというのを事後的に報告する、その後にモニタリング段階において今回のように説明するというようなのが、運用として決まっています。なので、モニタリングの段階といっても、建設工事が長い場合、大分後になるケースもあると思いますので、そのタイミングにおいてはまちまちではあるんですけれども、タイミングを見計らって、このように時間を設けていただいて、状況がどうだったかということをご説明しているということになります。ただ、いきなりぽつと説明すると、多分、案件について全く予備情報がないまま、皆さんお話を聞いていただくことになると思うので、今回、背景も含めて丁寧に説明したというのが今回の背景でございます。

なので、皆さんがふだん助言されている案件についても、時期についてはいろいろありますけれども、いずれモニタリングの段階で一度このような形で説明するというのは、必ずやっているものでございます。

小島から以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

続きまして、今の事業部ですか、アフリカ部のほうから。

○笠原 アフリカ部の笠原でございます。ご質問、ありがとうございます。上から回答させていただければと思います。

まず、山岡委員からいただきました使用済みセメントを流さないとは、一体どういうことかというところですが、こちらの使用済みセメントという、ちょっとわかりづらく記載をしてしまったのかもしれませんが、いわゆる使用したセメントを含まれた廃水を川に流さないという、そういったイメージでございます。

続きまして、鋤柄委員からいただきました、質問を2ついただいていると思いますけれども、野生動物の関係で、工事中にいわゆる動物を含んだ事故等が生じたのかどうなのかといったようなご質問だというふうに理解をしております。我々聞いている範囲では、そういった事案はないと聞いております。また、いわゆるモニタリングの項目としてもこの点は含まれてはいなかったということですが、ちょっと今回のご指摘踏まえて、今後どうしていくかということは、また検討する一つのポイントになるのかなと思いました。ありがとうございます。

また、2つ目の交通量が増えているということに対する緩和策はどうなっているのかというポイントですが、こちら、その道路の建設においていろいろな対応をしていて、速度制限というのを設けているというのはもちろんですが、その町に入る前のバンプだったりを設置することで、事故の防止を進めているということだと理解をしております。

続きまして、米田委員からいただきました質問に対してご回答させていただきます。

まず、コンゴ共、資料でいうと2ページ目のところですが、コンゴ共の区間を頓挫したということだが、それはどうなっているのかといったようなご質問でしたが、こちら、もともとJICAの融資として検討していましたが、それが実施することが、ユーロ債の不履行等を理由にして、難しくなったというような状況でございます。そういった状況ではありましたが、最終的にはアフリカ開発銀行のほうで、フェーズ2の中で事業実施をしております。資料の3ページのところに書かれているとおり、スアンケーセンベ間を、我が国の融資としては実施していないですが、事業としては実施・完工している状況でございます。

続きまして、13ページの野生動物保護官ポストを設置したところについて、その成果がどうなっているのかというようなご質問です。まだちょっと具体的に取締りで捕まえたというような情報には接しておりませんが、今後そのあたりをモニタリング等で確認をしていくということになると思っているところでございます。

また、植林するという予定だが、どういった樹種、種類を植林するのかといったようなご質問です。こちら、契約内容を細かく確認する必要もあるかもしれないですけども、こちら把握している範囲では、その植林においてはいわゆる在来種を植えるようにといったようなことが、契約書上でもうたわれているということは確認しております。以上になります。

○原嶋委員長 笠原さん、1点、14ページのモニタリングで目視、確認された野生動物の影響についても把握されているかという趣旨のご質問があったと思いますけれども。

米田副委員長、いかがですか。

○米田副委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですが、いかがでしょうか。今後検討してというご回答かなと理解したんですけれども、いかがでしょう。

○笠原 実際にモニタリングの段階でこういったものが確認されましたといったことでご紹介させていただいておりますが、今回のモニタリングとしては、資料の14ページにも記載のとおり、実際、国立公園から20km離れているということで、影響としては限定的であるというような、また、移動回廊というものの自体は存在しないということとは確認しているというところにはなります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと何人か発言をお待ちになっていただいておりますので、引き続き発言をいただいた後、対応をお願いします。

奥村委員、お願いします。

○奥村委員 密猟のところのページにいつていただきたいんですけども、このポストを2か所設置されたということなんですが、これ、2か所設置することのロジックは確認されましたでしょうか。2か所置けば、十分、対象区間がカバーできるという何かロジックを向こうが持っていて置いたのか、取りあえず2か所置いているだけなのかと

というのは、確認されたりはしたのでしょうか。

あと、2点目は、このポスト2か所を設置されたというのは、これはJICAの融資の対象区間の中に2か所設置されたということなのか、全プロジェクトの対象区間に2か所設置されたのかというのは、どちらなのでしょうかがというのが2点目です。

あと、もう一点が、後ろで住民の補償、学校とかいろいろ書かれているページがあるかと思うんですが。後ろのほうです。18ページですかね。こちらなんですけれども、これ、いろいろな付帯事業を実施されていますけれども、このあたりの対象は、例えばバカ族に偏っていたりしないかどうかみたいなチェックというのはされたんでしょうかというのが3点目です。

以上です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、石田委員、聞こえますか。お願いしてよろしいでしょうか。

○石田委員 わかりました。石田です。JICAに質問なんですけれども、13ページと14ページです。2点あります。

まず、13ページのやはり黄色の中の密猟行為を取り締まるポスト2か所というの、これ、とてもいいアイデアだと思いますけれども、道路ってずっと続いて利用されていくわけなので、野生動物保護官の給与だとかポストの保障だとかいって、持続性のほうを相手政府はどう考えているかというのをちょっと確かめていただきたいのと、できればなるべく長くこれは置いておいてほしいというふうなことは願います。

もう一点は、14ページのモニタリングで目視確認された野生動物、これは米田委員と全く重なりますけれども、やはり単にリストアップするだけでなく、どんな状況でいつ頃どうやって出てきたかというところを、着実にきちんとデータとして積み重ねていかないと、あまり役に立たないと思うんです。着実にデータとして積み重ねていくことが自体が、野生動物保護官なりモニタリングする人たちのトレーニングにもなるでしょうから、そのあたりの検討をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小椋委員、お願いしていいですか。小椋委員、よろしいでしょうか。

○小椋委員 小椋です。ごめんなさい。

先ほどの奥村委員のご質問ともかぶるところあるのですけれども、今し方チャットにもしたためさせていただきましたとおり、住民移転に当たって、バカ族以外の少数派の先住民族とバカ族ですね、多数派のバカ族との対立、いわゆるマージナライゼーション、周縁化というものが起こらなかったのでしょうかという質問と、起こらないようにやはり移転地とかを調整されたのでしょうかという確認です。

以上です。

○原嶋委員長 じゃ、松本委員、聞こえますか。

○松本委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、松本委員のご質問を頂戴した後、笠原さんのほうでご対応をお願いしますので。よろしくお願いします。

○松本委員 私は付帯事業について質問なのですが、もしかしたら以前の助言委員会でご説明があったのかもしれませんが、ちょっと私自身が記憶していないので、質問させてください。

1つ目は、私が理解している付帯プロジェクトは、有償勘定技術支援しかなくて、この付帯事業というのが有償勘定技術支援なのかどうかということを1つ伺いたいということがあります。

2つ目は、仮にそうだとすると、私の理解が正しければ、研修や調査に使うんですけれども、こうしたことにも使うのかどうか、その場合、これも返済義務のある支援なのかどうかというのが2点目です。

3点目は、18枚目のスライドに書かれているものにJICAの区間内と区間外があるんですが、この記載しているのは、区間外もJICAが支援しているという意味なのか、この括弧内で融資区間内とそうでないものを分けている理由がちょっとわからなかったもので、3点目です。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、笠原さん、よろしいでしょうか、お願いして。

○笠原 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっとお待ちください。すみません。会議室にいらっしゃる日比委員、木口委員、よろしいですか。

○日比委員 日比です。お願いします。

○原嶋委員長 木口委員、大丈夫でしょうか。

○日比委員 日比です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、お願いします。すみません。

○日比委員 ありがとうございます。

もう既に少しご指摘が出ているところと重なるんですけれども、特に14ページですかね、保護区とそれから目視された野生動物のところで、特にチンパンジーとかゴリラとか、絶滅危惧種、中でも頭数もかなり限られた種ですので、それが目視され、生息しているのはいいことだと思うんですけれども、一方で、国立公園からは20km離れている中で、どこで目視されたのかということと、あと、上のところで、野生動物移動回廊は存在しないことが確認されているというふうに書かれているんですけれども、多分、国立公園の中でのモニタリングではないと想像をすると、当然移動を伴っていると思います。移動回廊は、コリドーとも言いますが、厳密に言うといろんな定義があるかと思うんですが、例えば生息地の間をつなぐために、何らかの保護策を施して

移動できるようにするみたいな使われ方をすることが多いかなとは思いますが、野生動物が野生のまま移動するところもそう呼ぶこともあるかと思います。ここでの、野生動物移動回廊というのが存在しない、というのは、どういう意味合いで書かれたのかなというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、木口委員、聞こえますか。木口委員、いらっしゃいますでしょうか。

○木口委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしいですか。

それでは、笠原さん、すみませんでした。ちょっとまとまってしまいましたけれども、奥村委員、石田委員、小椋委員、松本委員、そして日比委員からの質問です。奥村委員と小椋委員のところは重複がございますけれども、ご対応をお願いしてよろしいでしょうか。

○笠原 いろいろご質問ありがとうございます。

まず、奥村委員からいただきましたご質問です。保護官ポストを2か所置いているということで、そのロジックがあるのかといったようなご質問だと、そういうふうに理解をしています。こちらは、できるところに置いていくということなのかなと思っております。今、カメルーン政府及びコンゴ共の政府において、合同調整委員会ではないですけれども、関係省庁が集まって、そういった調整委員会の中でその監視のポストを置くというようなことが協議され決定されている状況だと理解をしています。そういう意味では、何を申し上げたいかということ、そういった形、いわゆる組織体、省をまたがった、そういった政策の中で、しっかりと密猟等を取り締まっていくというような考え方に基づいて進めていると。ただ、他方で、現実なものとして、理想である、例えば区間において本当は50か所置くのがいいということなのかもしれないですけれども、それに対して現時点では2か所。そこはこれから協議をしながら、必要に応じて数を増やしていくということだと、そのように理解をしているところでございます。

続きまして、住民の場所により偏りはないかといったような、生活・生計支援のところに、付帯事業で偏りがないかということですが、基本的に今回の回答からは、偏りはないというふうに聞いております。散在するというか、道路の事業対象地域において、その地域住民であったりとか、そういった分布が既に存在しておりますので、そこに合わせる形で必要なこの付帯事業を行ったというふうに聞いております。

続きまして、石田委員からのご質問ですが、そのポストの持続性をどう考えていくかということだというご質問でございます。こちら、先ほどもご回答させていただきましたが、政府の委員会が組織されておりますので、そちらの中で今後議

論されていくということで、その組織があれば持続性が全て保たれているのかというようなことは、なかなかうまくお答えするのは難しい面はありますけれども、政府としてもそこは持続的に対応していくと、そのような考え方に基づいて動いていると理解をしております。

また、資料の14ページ、野生動物に関して、データとして積み重ねていく必要性があるのではないかといったご質問と理解しております。そのお考え、ごもっともだなと思っております。本事業においてはいわゆるモニタリングとして行っておりますが、国立公園の管理を含めて、そういった希少動物に対するモニタリングというものは、カメルーンもしくはその隣のコンゴ共、近隣諸国を含めて管理をしていくものだと、そのようにも理解をしているところでございます。

続いて、小椋委員からいただきました住民移転によって影響はなかったのかといったようなご質問、チャットでもいただいているご質問です。こちらに関しては、住民移転は128人が発生しておりますが、基本的にはセットバックであり大規模に大きく離れて移転をするというものではなくて、すぐそばというか、すぐ近隣のところに移るというふうな考え方が基本だと、そのように理解をしておりますので、そういったほかの民族との関係が悪化するというようなことは聞いておりません。

松本委員からいただきました付帯事業に関してですけれども、こちらの付帯事業は、JICAではなくて、アフリカ開発銀行さんのほうで行われているものになります。ですので、我々が何か有償技術支援とか、そういった形でやっているものではありません。資料の18ページで括弧書きであえて書いているのは、この事業の中、この区間の中ではこのくらいの数となっているといったことをお示しするといったものにすぎず、全体としては、アフリカ開発銀行の大きな事業、フェーズ1、フェーズ2の中で付帯事業としてこの規模を行っているというようなものになります。

お答えとしては以上になります。

○原嶋委員長 日比委員からの点はよろしいですかね。先ほどの石田委員のところと重なってきますけれども。

○笠原 そうですね。それ以上のお答えをするのはなかなか難しいかなと思いますが、基本的に2020年にモニタリングを実施した際にこれら動物を確認しているというようなことでございます。ですので、基本的に道路の沿線であったり、要すれば、ちょっと中に入るといような、その範囲での目視だと、そのように理解をしております。

また、コリドーがないかどうかということをごどのように確認しているのかという点ですけれども、こちらの事業を実施前に、NGOさん、WWFさんだったりとかにもヒアリングをした上で、そういったものはないということは確認をしております。今回、道路建設の事業でございますが、もともと獣道というか、そういった未舗装道路はありましたので、新たに開墾してというところのポーションは非常に小さいというところの中で事業を実施しているため、そういったWWFさんから等のヒアリングに基づい

て、コリドーの移動は発生していないということを確認している状況でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

松本委員、4つに分けていただいておりますけれども、対応できていたかちょっと若干あれですけれども、もし補足ありましたら。

○松本委員 ありがとうございます。ちょっと、まさかアフリカ開発銀行のだとは思わなかったの、ああそうだったんだというふうに思いました。

だとすると、ちょっとだけ教えてほしいんですけれども、JICAの事業区間で、しかも環境社会配慮上のその事後的な支援だと思えるんですけれども、生計支援、それについては、現地国政府が行うということで、その現地国政府がアフリカ開発銀行から融資を受けてやっているという構造なのかどうか、そこをちょっと教えていただきたい。つまり、結構ユニークだなと思ったんです。他ドナーがやっている事業の環境社会配慮面の生計回復をどこかがまたやってくれるみたいな、それは僕の経験ではなかなか見たことがなかったので、ちょっとこの構造を簡単に教えていただけるとありがたいと思います。

○原嶋委員長 JICAのほう、お願いします。

○笠原 ありがとうございます。

先にご回答から申し上げますと、本件の付帯事業に関しては、実施機関が主体となっていて行っているものというふうに理解をしております。この事業ももともとアフリカ開発銀行さんの事業として大きなものがあって、一部そこにJICAが一部区間について融資をするというような形にもなっておりますので、そういった意味では、アフリカ開発銀行の付帯事業の中にJICA融資分の区間においてそれが行われるということも、あり得なくはないのかなと、そのようには理解をしているところです。

○松本委員 つまり、これは、何でそれを聞いたかなんですけれども、仮にこの生計回復手段なり生活支援が不適切だった場合、JICA区間であっても、それはJICAの問題ではなくて、アフリカ開発銀行の問題ですよというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

○笠原 ありがとうございます。本件、アフリカ開発銀行さんの事業で、そのうち一部をJICAが融資しているというところではあります。ですので、もちろんアフリカ開発銀行さんの付帯

事業ではありますが、我々の融資区間でもありますので、そこについてはモニタリングをしていると。そのモニタリングの結果について、今回ご報告させていただいたとおり、特段問題がないということを確認しているということでございます。ですので、裏を返すと、何らかの課題があった場合については、それに対してコメントするなり、そういった対応もしていく必要はあろうかな、そのように考えております。

○松本委員 わかりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども。

今の点、広い意味では、不可分一体あるいは関連する事業として、JICAのガイドライン上の一定の配慮が適用されるというふうに考えることもできるんじゃないかと思うんですけども、小島さんですか、高橋さんですか、何か所見があればお願いします。

○小島 審査部の小島です。

うまい説明の言葉が見つからないんですけども、JICAが本体事業を実施している以上、無関係とは言えないと思いますので、仮に異議申立てなどが出た場合どうするかというのは、多分、相当頭を悩ますことになると思いますが、無関係とは言えないと思います。

以上です。

○原嶋委員長 松本委員、よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。私も今、異議申立てのことが頭にあったので、よくわかりました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、オブザーバーの作本先生、掛川先生、よろしいでしょうか。

○掛川氏 掛川、大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 すみません、寺原です。

今ほどかなりいろいろ質問がありましたので、その中にちょっと入っているかもしれないんですが、まず上のほうのワークシートを見ると、この前にご説明いただいたずらっとした中のリストでいうと、このカメルーンの案件は、環境のほうで2020年の第3四半期の結果をいただいている、社会のほうで2021年の第2四半期の結果をいただいているということなので、事業のフェーズからすると、ほぼ建設工事自体が終わりかかっている段階で環境社会モニタリングの結果を受け取ったものを、ここにまとめていただいたという理解ですよね。ですから、これからはほとんど供用時のフェーズについて環境社会モニタリングが行われるということだと思うんですが。

ここの今、下のほうのカメルーンの案件のちょっと12ページをお願いできますか。その12というところです。

例えばこれなんかも、緩和策、モニタリング事項とか緩和策と書いてあるんですが、実際にはこれ、緩和策のところを、これをやっているかどうかということで、例えばモニタリングシートの作り方の問題もあると思うんですけども、じゃ工事作業員による密猟を禁止しましたと。それによって、工事作業員による密猟が検知されていない、または一つもないのかあるのか、こういうところがモニタリングの対象になるんじゃないかなと思うんです。

例えば、野生動物と接触事故のために、工事車両の速度制限というのを実施、措置が実施されるというのは措置であって、緩和策であって、それによって野生動物の接触の事故は何年に何件あった、または全くなかった、または認識されていないという

ような数をモニタリングしなくてはいけないのではないかというふうに思っております。これはあくまでモニタリングシートの作成方法においてこういうふうに定義されていたから、これが例えば密猟が禁止されるという結果、密猟は見つかっていないのか、それとも工事作業員による密猟はないというだけなのかということが、モニタリングされていなくてはいけないんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ下いいですか。もう一つ下。13ページをお願いできますか。

だから、研修を実施したというのはあくまで緩和策であって、工事が終わる段階までに工事関係者による密猟は発覚していないとか、検挙されていないとか、そこはモニタリングの対象になるんじゃないかなと思います。

以上、モニタリングシートの作り方のことであります。

次に、道路の供用が大体始まるわけですがけれども、この道路は奥のほうの全線が開通するまでは国際回廊として使われる。まだ先なんじゃないかなというふうに推察いたします。その場合にモニタリングというのは、供用から決まった年間、2年間ぐらいですかそこまで行って終わりということでしょうかということなんです。これは特にいろんな長い道路を短いセクションに割って融資した場合に、この工事は終わりました、供用は開始しましただけでは済まない、もう少し全体的なビジョンが必要なんじゃないかなと思います。

以上、2点でした。終わります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

今の点、これまで米田委員、石田委員などからもご指摘ありましたが、生物のモニタリングの把握すべき事項について、ちょっと視点がずれているんじゃないかということが全体としてあるんじゃないかと思っておりますけれども、もし受け止めがありましたら、審査部あるいは事業部のほう、お願いします。

○小島 審査部の小島です。

今のご指摘につきまして、今ご覧になっているページの1つ前のページ、12ページ、これはまさに助言の結果としていただいて、緩和策というようなことが書いてあって、要は実施中にやるべきことが書いてあって、13ページに引き続き上半分にやるべきことが書いてあって、実際モニタリングで確認されたことが下半分に掲載されているというのが、この資料の見方だと思います。今ご覧になっている画面の黄色い枠の中にももう少し成果的なことが書ければ、本当は一番よかったのかと思いますが、そこまでまだ確認できていないというのが実態だと思います。

もう一点、モニタリングについて、いつまでやるのかということについてご指摘ありました。JICAが確認するのが事後評価の2年後までというところであって、当然ながらその道路がどう機能しているかというのは、カメルーン政府及び周辺国の皆さんが確認すべきお話だと思いますので、それが提出されるかどうかは別として、国際幹線道路として機能しているかどうか、あるいは緩和策実施されているかどうかという

のは、相手国政府の皆さんに委ねられるというのが考え方でございます。

小島からは以上で、引き続き笠原のほうからあれば。

○笠原 今お話しいただいた以上のことは特段ございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋です。

どうもありがとうございました。決められた措置を実施しているかしていないかというモニタリングと、措置を実施したことによって、個体数が減ったとか、事件・事故が増えたとか減ったとか、その点若干整理が必要だということで、今後ちょっと整理していただきたいというふうに思います。

ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

特になければ、一応、今回、大変有意義なご報告をいただきまして、どうもありがとうございました。今後またモニタリングについては、先ほど小島課長がおっしゃったように、粘り強く継続的な改善、よろしくお願いします。

委員の皆様、特になければ、次に移りたいというふうに思っております。

○笠原 ありがとうございました。

○原嶋委員長 笠原さん、どうもありがとうございました。

○小島 今から人が入れ替わりますので、休憩じゃないんですけども、ちょっとお待ちください。

会議室のほう準備できましたので、進めていただいて結構です。

○原嶋委員長 原嶋でございます。

その他に移ります。その他の一つ目が、温室効果ガス総排出量の算定についてということです。ご説明をお願いします。

○三戸森 私、地球環境部気候変動対策室の三戸森と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、温室効果ガス、GHG総排出量の算定・公開手法の検討状況をお話しさせていただきます。

温室効果ガス、ちょっとご説明のところではGHGと略させていただくかと思いますが、ご容赦ください。

次お願いいたします。

こちらはまず背景・目的のところを書かせていただきました。

まず、パリ協定を採択、脱炭素ビジネスへの転換、国際機関で行う開発援助におけるGHGの排出量算定への取組が進展している状況でございます。

さらに、2点目は、ESG投資とか、あとは、TCFDと呼ばれている気候関連財務情報開示タスクフォース、これは一例なんですけれども、そういうところでも様々な機関として気候変動の関連する情報を公開をしていこうという動きが高まっているというところで、現在もその状況が続いているという認識でございます。

そして、3点目ですが、今年1月に環境社会配慮ガイドラインを改訂いたしまして、

その際にも、一定量を超える温室効果ガスの排出が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推定し、公表するということを定めたということが背景がございます。

このガイドラインで定めたということも受けまして、目的としましては、JICAが行う事業から排出されるGHGの総排出量を算定するに当たりまして、環境社会配慮ガイドラインの基準に則りまして、スクリーニングをする手順、これは全ての事業の中でどの事業を選定をしていくかという場合の手順とか、あとは、実際にどう試算をするかという、その方法を示しております。最後に、どう公表していくかということところもご説明をさせていただきます。

次お願いいたします。ありがとうございます。

そして、次にですけれども、基本的な事項をご説明をさせていただきます。

まず、算定項目とタイミングでございます。

算定については、事業が完成した供用期間中を対象とするということで、例えばですけれども、インフラの建設事業のときについては、実際に工事が終わって、完成をして、実際に運用している期間を対象とし、そのときに排出される量を対象といたします。

また、排出量の算定については、事業が20年間とかあった場合には、そのうちの1年間の総排出量を算定して評価をするということを想定をしております。

次に、対象ガスと閾値を設けております。

対象ガスについては、CO₂、二酸化炭素とメタン、あとは一酸化二窒素の3種類を対象としておりまして、また、総排出量については、対象がスコープ1、つまりその事業から排出されるものとして且つ、年間2万5,000CO₂換算トン以上のものを対象としております。

次に、対象事業ですが、JICAの様々なスキームがある中でありますが、特に無償資金協力、有償資金協力を対象としております。これは特に排出量が多いと想定されるということで、こちらを選んでおります。ただ、その他の事業スキームにおいても、一定量のGHGの排出が見込まれる場合、そういうケースというのはかなり例外的だとは思いますが、そちらも漏れがないように、スクリーニングであったりとか、確認の段階でそういうところも漏れないように進めていくべく準備をしております。

続いて、対象セクターですが、特に排出が多いセクターを挙げております。運輸交通、エネルギー供給、環境管理、これは廃棄物管理によるメタンの排出などが特に多いのかなというところですが、水資源管理、情報通信、農業・土地利用などをセクターとして選んでおります。こちら、セクターも同じですが、その他のセクターにおいても、事業の規模が極めて大きいとか、GHGの排出が見込まれるものについては、漏れがないように選定していくということを予定しております。

次お願いいたします。

これ、スクリーニング手法というものをお示ししております。全ての事業を選定するときに、そこで漏れないようにということと、JICAとして実際に運用する際に実態に即して適切に運用できるようにということで、まずはスクリーニング手法というものを考えてございます。

1つ目が事業によるスクリーニングということで、先ほども申しましたが、有償資金協力と無償資金協力というのをまずは選考していこうということを考えております。

また、年間の閾値による選別ということで、まず2万5,000トンCO₂トン/年以上の事業が該当になるということと、あと、実際に燃料を消費量から推計されるもの、ガソリンだとどれぐらい消費されるかとか、ディーゼルだとどれぐらい使用するかとか、そういうところを確認をした上で、スクリーニングをすることを考えております。

また、セクター別の指標をお示ししまして、発電量、例えばですけれども下水の処理量など、そういうものを設定をした上で、選定をしていくことを考えております。

次お願いいたします。

その上で、スクリーニングをした上で、2万5,000トン以上の排出が予定されるものについては、算定をしていくということになります。

こちらの手法については、IFIテクニカルワーキンググループの提案文書をベースとする、これは方法論になりますが、そちらで利用されているものをベースとして算定の考え方を整理しております。

基本の算定式ですが、すみません、ちょっとこちらは誤植がございまして、失礼いたしました。燃料使用の事例でございます。CO₂の排出等について、燃料種類別の使用量と単位の発熱量、あとは、それにCO₂の排出係数を掛けているという方法でございます。

CO₂の排出係数は、燃料ごと等に係数を定めてございまして、天然ガスであればこれぐらいだとかというものを設けてございます。この排出係数については、現状運用しておりますJICAでは、温室効果ガスの排出削減量、事業をやった上での削減量を算定して、公開するための気候変動対策支援ツール、JICA Climate-FITと呼んでございますが、そちらで使っている方法論を多く引用しながら、準備をしているというところでございます。

次をお願いいたします。

実施体制と公開でございます。

実施体制については、まず1点目ですが、案件形成の初期段階において、JICAの環境社会配慮ガイドラインが適用され、一定のGHG排出が見込まれる案件については、GHG総排出量の推計対象であることを事業部署から相手国政府に説明し、合意をするという、そのような手順を考えております。

2点目ですが、原則として、このGHG総排出量の算定については、相手国に対応を求めるとしてしております。ただ、実施が困難な場合については、協力準備調

査を通じてJICAが実施をしまして、審査において算定結果を相手国政府にもお示しをした上で、合意をするという手順を考えております。

3点目ですが、協力準備調査で推計された算定結果については、審査前に気候変動対策室で内容を確認をするということを考えております。Climate-FITなどの運用の実績もございますので、その運用を参考にして実施ができればというふうに考えております。

そして、公開としましては、事前評価表の中でこちらを公表するという事で考えて、準備をしてございます。

簡単ですが、以上でございます。

○原嶋委員長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問ありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 ご説明ありがとうございました。

1つだけ聞かせてください。スクリーニングを行って、一定量のGHG排出量であった場合の事業を対象にするということで、この一定量なんですけど、2万5,000トン二酸化炭素換算、この2万5,000トンというのは、どういう根拠で、どこから持ってきた数字か教えてください。

○原嶋委員長 それでは、まとめてお答えをしていただきますので、田辺委員、お願いします。

○田辺委員 田辺です。

公開の方法が事前評価表ということなんですけれども、そうすると、その細かい計算根拠みたいなのが恐らく出てこないんじゃないかなと。つまり、EIAの中でではなくて、この事前評価表ということになった理由をお聞かせいただければと思います。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、お願いしてよろしいでしょうか。2つですね。

○三戸森 ありがとうございます。

まず、長谷川委員からいただきました、この閾値として2万5,000トンを設定した根拠でございますが、こちらは環境社会配慮ガイドラインの策定の際の議論でも検討させていただきましたが、JICAとして、GHGの推計をしている先行する機関の運用の状況を見たりとか、あとは、対象となる事業がどれくらいあるかということとかを試算をした上で、非常に消極的なものであってはよくないなどで、そういうところのバランスを考えながら、2.5万トンというところが一つの基準になるのではということ、様々な情報からその数字が適切かというふうに判断したというところでございます。

2点目の田辺委員からいただいた公開方法について、事前評価表で公開しているところでございますが、こちらについては、計算とかその根拠を示さなくていいのかとい

うご質問かというふうに理解をいたしました。

こちらについては、先ほど背景のところでもご説明しましたが、気候変動に関する取組、また、その状況を実施機関として把握をして、それを公開していこうという方向性で今あるというふうには理解をしております、その中でまずは全体の数字、こういうこれだけの量を出しているということを把握しているというところを、まずはお示しをするというところが重要なのではないかとということで、その数字としてまずお示しをしているというところでございます。

○小島 小島です。

今の三戸森の説明に補足しますと、推計値として事前評価表に書くとすれば、多分結果だけしか書くスペースがないというのはご指摘のとおりで、その途中段階の計算の根拠などについては、協力準備調査の報告書などに書くことになるんじゃないかなと思います。

他方、EIAに書き込むというのもしかしてあるかもしれませんが、そこまで相手国政府のEIA制度に求められていない場合があると思いますし、実際の計算においては、日本側のコンサルタントの皆さんが主体的な役割を担うことにもなるんじゃないかなと思いますので、むしろ協力準備調査の報告書などに記載するほうが適切と今考えています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 私の懸念としては、このCO₂の排出、なぜ測って公開するかということ、つまり代替案の検討の中でこの情報をいかに使っていくかということが重要で、そのためには現地の住民やNGO等も含めて、きちんと把握をして公開していくということが重要ではないかと思った次第なので、やはりちょっと日本語だけで公開するというのは、不十分じゃないかというふうに思っています。

以上です。

○小島 小島です。

今の点なんですけれども、最終的な然るべき推計値というのは事前評価表で公開することになると思いますが、今おっしゃったとおり、途中段階で例えば代替案を選ぶ際にどのように考えるか、よりあらあらの数字は何らかの形で推計しながら、代替案を選ぶことになるんじゃないかなというふうに考えています。当然その過程においては、今FSなどにおいて住民にご説明する際に、代替案を説明する資料の中にGHGの中間段階などの数値は掲載することになるかなと思いますので、それはそれで報告書あるいは公開資料に書き込むのかなというふうに考えています。代替案の検討の際に必要な案件においてGHGを入れ込むというのは、同じ思いだと思います。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、よろしいでしょうか。

○田辺委員 協力準備調査を行った案件でそのようなことがなされるということは、理解しました。ただ、協力準備調査を行わない案件、かつ現地国でEIAがその中で求められていない場合は、最終的には事前評価表のみということになってしまうのは、ちょっと残念かなと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 小島さん、1つ確認ですけれども、2万5,000トンについては、私の記憶では、世界銀行の環境社会枠組みが一つの参照事例になっていたというふうに記憶していますけれども、それはそう言い切ってよろしいのでしょうか。

○小島 2万5,000トンを決めるに当たって、いろんなドナーを参照させていただいて、最終的に皆さんと議論の中で、IFCが利用している2万5,000トンという数字が妥当なんじゃないかというような経緯で、これ決まったんじゃないかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、特になければ。はいどうぞ。日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

幾つか質問なんですけれども、一つは、その対象となる事業が有償と無償ということで、それ以外は一定のことだったんですけれども、その場合の一定というのが2万5,000トンが適用されるのかどうかというのと、であれば絞る必要はないんじゃないかなと。特に投融资なんかでそれなりに大きいものが出てくる可能性は、かなりあるんじゃないかなと思いましたので。いわゆる技術協力なんかでは、ひょっとしたらあまりないのかもしれないですけれども。なので、そこを、対象事業を有償・無償の原則絞るというのは、ちょっとどうかなというのが1点です。

それから、スコープはスコープ2、スコープ2は算定しないのでしたっけ。ですよね。ここはガイドラインの改定でも議論がかなり交わされましたので、今さら蒸し返すのもあれなんですけれども。ガイドラインはガイドラインで決着したところではあるんですけれども、ただ、事業によってはやはりスコープ2排出が大きくなってくる、特に供用時、大きくなるものというのはかなりあるかと思えますし、それでいくと、IFIのTWGでしたっけ、のほうでは、たしかスコープ2の何かガイダンスとかも出ていますし、正確な推計をするのは難しいというのは、確かにそのとおりだとは思っていますけれども、だからといって推計しなくてもいいのかというのは、やはり非常に大きな課題かなと。

特に、パリ目標やあるいはグラスゴー宣言に沿って、全世界で減らしていかないといけないという中で、これも、もちろん対象ホスト国のNDCも重要ですが、やっぱり国際的援助機関としては、それだけじゃなくて、全体で見た場合に、グラスゴー宣言、パリ目標に沿っているのかどうかというチェックは極めて重要かなと。そう

いう意味では、なるべく測れるものはまずは全部測る必要があるかと。そこがないと削減に向けたスタートにならないんですよ。

例えば2030に全世界で半減というのと、もう8年しかないのに、メソドロジーが確立していないなどと言っている時間はもうちょっとないんじゃないかなと。今あるものの中でまずは把握していくというのがやっぱり必要で、残されたタイムフレームの中で考えると、今からもうスコープ2、さらにはスコープ3も含めて、どうしていくのかというのが、ぜひ極めて早急な議論、検討を続けていただきたいなというふうには思います。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 何度もすみません、先ほどの2万5,000という数字なんですけれども、JICAの新しいガイドラインでも明記されてきたということもあって、うちの代替案比較ではこの数字、生きてくると思うんですが、例えばもう一歩踏み込んで、今のところGHGの排出基準はないんですけれども、環境アセスをやったときのGHGについてはこのあたりがベースになるような環境基準として使われる、排出基準として使われるみたいな見込みというか、その辺のお考えが何かあればお聞かせください。

○原嶋委員長 1点だけ、ガイドラインではなくて、2万5,000トンについてはFAQに書くという形になっていますので、ガイドラインでは総排出量を計算して公表するということで、スコープと閾値についてはFAQだと記憶していますので、小島さん、補足お願いします。

○小島 ガイドラインの記載ぶりについて、経緯も含めてご説明しますと、日比委員が今ご指摘したことにも関係するんですけれども、ガイドラインの中には閾値を決めて推計を行うというような書きぶりがなされていて、FAQにおいて2万5,000トン、スコープ1、対象ガスも含めて記載されています。その意図なんですけれども、ガイドライン改正は原則10年に1度、FAQにおいては必要があればその都度、かつ5年間たった後には運用見直しを行うというようなことになっていますので、それはまさに今私たちが提示しているスコープ1、2万5,000トン、3つのガスというのが国際条理でもたないということになれば、そのルールを見直すということは、運用を見直すということは当然考えられると思います。以上です。

引き続き、高橋から説明させていただきます。

○高橋 一言だけ、日比委員のご指摘のとおり、国際的な潮流を踏まえてアカウンタビリティが保たれるよう、運用していくことと考えております。

三戸森副室長のプレゼンテーションに関して、対象を有償資金協力と無償資金協力に限るべきではないとご指摘いただきましたが、事業規模を考慮した場合、温室効果ガスの排出量の多いインフラ案件が実施される事業スキームとしてはこれらが当てはまるという趣旨でこのように記載させていただいたものです。仮に有償資金協力と無

償資金協力以外の事業スキームにおいても一定以上の温室効果ガスの排出が見込まれる場合は推計の対象となります。必ずしも入口で有償、無償だけにするという趣旨で書いたわけではないことをお伝えさせていただきます。

ご指摘ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。いずれにせよ、引き続き変化の激しいところですので、柔軟な対応をよろしくお願いします。

ほか、委員の皆様、よろしいでしょうか。現状の報告と今後の方向性についてお話しいただきましたので。

○日比委員 一つだけ、訊き忘れたんですが、算定に当たったときにJICAのフィットツールを使っていかれると思うんですが、こちらのほうはどれぐらいの頻度で改定をされていくのでしょうか。

というのは一つ、すみません、私、フィットツールについてはそんなに熟知してないんですが、当然ベースラインを引いて、そこから算定していくことになると思うんですが、そのいわゆるベースラインからの排出、削減量を出す方法というのと、多分パリで目指すところというのは方法論的に合わない、ちょっとずれが出てくると思うんですね。

むしろやっぱりグロスとしての排出量をどれだけ減らせるかということにやはり重点を移していかないといけないからということと、もう一つ、ベースラインも今後、基本的には減らしていくという方向性になっていった中で、ベースラインをそもそも引いて、削減量を推計するというのがどこまで意味が出てくるのか。これはこれからの議論なのかもしれないですが、やっぱりベースラインアンドクレジット的な削減、特に排出削減量を、フィットはそういうツールだというふうに理解しているんですが、というのは実際の削減に必ずしもつながらないわけですから、その考え方をツールの在り方も含めて、検討していただいたほうがいいのかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしました。

○三戸森 日比委員ありがとうございます。Climate-FITにつきましては、大体3年で更新をしているのが平均でございます。現在も、今、公開しているものをまた見直しをしている状況でございます。そして、ご指摘いただいたところでは、おっしゃるとおりで、2030年までに半減させるということに向けてと、削減量のみで本当に達成できるのかということの議論があるところは承知しております。

一方で、開発途上国の現状を見ると、やはり気候変動での戦略では、コベネフィット型の気候変動対策が依然として有効かということをご指摘しております。それは開発課題と気候変動の緩和であったり適応というのを両方目指すというものが有効だというような考えにあります。

そこについては、今年ちょうど私どもの気候変動対策室でコベネフィットをどういうふうに考えるのかについて、そこが消極的な選択なんじゃないかという意見に対し

て、そうではないんだというふうに言いたいところではあるんですけども、それをどう捉えていくかということについてプロジェクト研究といいますか、調査研究的に調べていって、問題意識としてはまさに共有するところで、Climate-FITであったり、こういうコベネフィットという形をどう脱炭素に向けていくかというところに議論をつなげていければと考えているところでございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは一応、本件一旦、この問題については引き続き国際的な動向を参照しながら柔軟に対応していく必要があるということで、いろいろなご意見、あるいはご提案を頂戴したいところですので、よろしくお願いします。

本日のところは、この件、ここで締めくくりとさせていただいてよろしいでしょう。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、その他のところの2番目で、第6期の助言委員会の期末報告ということで、これについて今お手元に原案が届いているかと思えます。これは慣例に従いまして、各期、2年単位でこれまで活動報告をまとめておりました。今回もそれに従いまして、今、お手元にある形で原案をまとめております。

実は、この期末報告書の主な内容については、林副委員長が全て作業をしていただきましたので、林副委員長から簡単なお説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

林副委員長、聞こえておりますでしょうか。

○林副委員長 今、委員長からご紹介いただきましたが、原嶋委員長、米田副委員長、JICAの方、事務局の方のご協力を得て、期末報告の原案を作成させていただいております。前期等々のフォーマットに近い形なるべくそろえる形でまとめております。

2020年7月9日から本日までの助言及び論点、その他、その中身を一応含んでいるという形になってございます。

ですので、全体会合は24回、個別案件は26件ということになっております。

助言委員の名簿につきましては、別紙1、最後に掛川委員と作本委員が7月1日から変わったということで、期間を示した形で委員の名簿は用意されてございます。

個別の案件の助言ということで、細かい話は見ていただければと思いますが、前期と比べてもそれほど大きな変化はない。生態系・自然保護系が多いとか、環境汚染系が多いとか、そういうような形になっております。

項目につきましては、大体前回に沿うようにやっておりますけれども、若干その他の項目を少し増やしたりとか、若干のカスタマイズはしてございます。

ちょっと、下にいっていただいて、助言については助言の中に、複数の項目が含まれているものもあるので、できるだけ助言一つぐらいかなという感じではあるんですけど、どうしても複数含まれているようなものというものは複数の項目として配分しているものの中にはあります。

そういった形で助言につきましては、全体で171件ぐらいだったと思いますけれども、そういう助言が出ているということでもあります。

続きまして、2) ワーキングの論点といたしましては、26案件のワーキングにつきまして、50件の論点があった。代替案系と生態系・自然保護系に関するものが比較的比率としては高かったということになっております。

下にいつていただきまして、その他、運用面の改善ということで、ガイドラインが新しくなった。オンライン会議を2020年8月よりTeamsを通じて行っている。そういうようなことがございます。

下にいつていただいて、その他、環境レビュー結果、モニタリング段階の報告、案件概要説明というのは、これはリストが載っているだけですけれども、今日のものも含めてリストを掲載してございます。

2ページぐらい後に、委員のリストが、今日時点になると思います。先ほど申し上げたように、期間の部分が、作本委員と掛川委員のほうに入っていますけれども、これが今期の委員のリストということになってございます。

その次のページに、今回のまとめの背景の資料として、各件数等をまとめたものがつけてございます。

簡単ですけれども、以上でございます。何かご質問等があればお受けしたいと思います。以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。ご質問等ありましたら、サインを送ってください。

林副委員長には大変な作業をありがとうございました。

あとちょっと補足でありますけれども、今、阿部委員からのご指摘がありましたけれども、温室効果ガスに関する説明資料の提供はできるのか、できないのかという点が1点と、先ほど助言文のところで、キー種のところを修正するということ、高橋さんちょっと、チャットでは出ていますけれども、一応簡単をお願いしてよろしいでしょうか。

○高橋 JICA審査部の高橋です。

温室効果ガスの資料については、来週、共有させていただきます。

また、キー種の表記についてご指摘ありがとうございました。石田委員とチャットでやり取りさせていただいたとおり、「主要種」と書き換えることで、分かりやすさが改善すると思われ、事務局としても異存ありません。

○原嶋委員長 今の助言文のところは、寺原主査、ご確認していただいてよろしいでしょうか。

寺原委員、いらっしゃらないかな。

それでは、一応、石田委員、よろしいでしょうか、この点で。

○石田委員 はい、そのとおりです。原文に当たって、重要という意味や現存量が多

いという意味が両方含まれていると思ったので、理解できたので、主要種がいいんじゃないかという提案をして、JICAさんのほうにも了承していただきました。以上です。
○原嶋委員長 それでは一応、助言文には、こういう形で直すということで、確定させていただきます。

それでは、一応期末報告と先ほどの助言文の修正の件、あと阿部委員からのご指摘がありました資料の提供について確認させていただきました。

ちょっと時間が押してしまって、大変申しわけございません。本当にありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、本日は冒頭からもありましたけれども、第6期の委員による全体会合の最後の会になります。冒頭にもご説明させていただきましたけれども、次期の委員として継続されない委員の方々として、6名の委員の皆様がいっぱいいます。あいいうえお順で、奥村委員、織田委員、木口委員、島委員、日比委員、山崎委員、ここで最後になりましたので、一言ずつで結構ですけれども、お言葉を頂戴したいと思いますので、お願いしてよろしいでしょうか。

まず、奥村委員、どうぞお願いします。

○奥村委員 奥村です。2年間本当にありがとうございました。

環境社会配慮助言委員会の委員の仕事はとてもやりがいのある仕事だったんですが、新型コロナが落ち着いてきて、会社の業務が急に多忙になってきたということもあって、ちょっとこのままだと第7期のいろいろ、ワーキンググループの活動とかちょっと厳しくなるかなと思ひまして、第7期の委員への応募はちょっと見送らせていただいたというところです。

やはり、JICAの環境レビューとかモニタリングのプロセスは非常に重要なことだと思ひていまして、私も昔、生物多様性条約のCOPのレセプションなどでアフリカの代表の方からお前ら先進国のODAによる自然破壊でうちのところの環境がどんどん破壊されているんだよ、みたいな感じで強く非難されたこともあったりして、こういったJICAのいろいろな助言委員会の活動とかもそういった非難を防ぐこと、ひいては日本の国益を高めることにつながるのかなと思ひていて、やはり非常に重要な活動なんだろうなと思ひます。

また、会社の業務とかが落ち着いたら、委員に応募させていただきたいと思ひますので、その際はよろしくお願ひします。本当に2年間、どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、織田委員。

○織田委員 こんにちは、織田です。私は3期6年間務めさせていただきまして、さらにガイドラインの改定の諮問委員会にも入らせていただき、大変貴重な機会をいただきました。

この間、原嶋委員長はじめ委員の皆様、JICAの皆様、調査団の皆様には大変お世話

になりました。皆様方のご指摘、お話の中から大変多くのことを学ばせていただきました。心よりお礼を申し上げます。私の力不足のため、十分な貢献ができなかった点は大変申しわけなく思っております。

ご存じのとおり、ジェンダー平等は、開発協力におきましては、ユニバーサルな価値観、考え方になっております。しかしながら、この委員会で取り扱いますような個別の開発協力の事業案件について、どのようにジェンダー視点を統合していくかということについての知見の蓄積は、まだ世界的にも、特に日本においてはあまり十分ではないように思います。今後この委員会におきまして、いろいろな側面から問題を指摘されることによって、これを進めることができるのではないかと思います。この環境社会配慮助言委員会は非常にユニークで貴重な委員会だと思いますので、これからますますよいご議論があり、活動が進み、日本から世界にアピールするものとなるように期待しております。

重ねまして、この間の皆様方のご厚誼に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、会議室にいらっしゃる木口委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○木口委員 木口です。私も2期、4年、務めさせていただきました。この間、大変お世話になりました。ありがとうございます。

また、織田委員と同様に諮問委員会のほうにも加わらせていただいて、ガイドラインの改定を経験できたことは非常に勉強になりました。もともとフィールドのほうを見ていたんですけれども、政策的なところは非常に弱くて、勉強しながらいろいろ的外れなことを言いながらも、皆さんに助けていただきながら続けられたこと、非常に感謝しております。

引き続き、本業のほうではJICAさんのプロジェクトは、私どものエリアでは見させていただこうと思っていますので、またよろしく願いいたします。

業務が忙しくなったことで、一旦抜けさせていただきますが、また機会がありましたら参加させていただければと思っています。立場が異なって、いろいろなご意見の方と議論する機会というのは非常に貴重な経験でした。本当に勉強になりまして、特に審査部の皆さんに大変お世話になりました。いろいろ難しいことを申し上げて、時に頭に来ることもあったのではないかと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、島委員、聞こえますでしょうか。

○島委員 島でございます。本日はありがとうございました。

2期、4年間務めさせていただきまして、もともとプロジェクトファイナンスの社会

リスクを見ていたというところもあって就任させていただいたんですけれども、ちょっと2期目の入れ替わりのところで、会社のアサインメントが変わりまして、サステナブルビジネス、ちょっとずれてきたというところもありまして、この1年間はサステナブル関連の金融規制とかそういったところを担当することになりまして、ちょっとずれてきたかなということで、ちょっと今回退かせていただきます。

ほかの委員の方と違って、やはり専門的な要素があまりないので、毎回、ワーキングでも頭をひねりながらコメントをつくらせていただいたので、どれだけお役に立てたかはいまわからないんですけれども、いい経験をさせていただきました。

引き続き、サステナビリティという分野ではうろうろしていますので、またどこかの場で一緒する機会があるかもしれませんので、その際はよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、会議室にいらっしゃる日比委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます、日比でございます。

私は、数えてみますと、前身の審査会から数えて、多分16年くらい携わらせていただきました。大変お世話になりました。当時から原嶋委員長には大変お世話になりましたし、委員の皆様、JICAの皆様、調査団の方々にもいろいろ無理難題を言ったこともあったかとも思います。大変お世話になりました。

一番印象に残っていますのは、ウガンダの案件で、現地まで行かせていただいて、非常に難しい課題で、最終的にしかもどんでん返しで、某国がファイナンスしちゃったというようなこともあって、それも非常に国際的援助潮流の非常に速い潮目だったとか、あるいはその案件も本当に国立公園の中での事業ということで、それをどうやっていくのかということで、本当に調査団の方、JICAの皆さん、真剣に考えていただいて、多分そのままいくと、かなり厳しく環境社会配慮を維持した事業の例になったんじゃないかなと思っていただけに、最後の大どんでん返しは残念だったんですけれども。

主にこれまでの気候変動とそれから自然の分野で、インターベンションさせていただいて、気候変動のところは先ほどいろいろ思いを言わせていただいたんですけれども、一つだけ、自然のところはやはり皆さんご存じかどうか、ずっとコロナで延期続きの生物多様性条約の会合がいよいよ今年の秋にモントリオールの事務局があるところで開かれることになったんですけれども、そこで一つ、大きな、サーティバイサーティという陸地と海両方、30%を保護下に置きましょうという目標が多分決まってくる。そうすると、全てが保護区という形になるかどうかは別にしましても、ますます、前回も議論になっていたかと思うんですけれども、保護区の中での事業をどうするのかというのがますます非常に大きなテーマになってくると思います。

実際にちょっと調べてみたら、たしかガイドラインの改定のレビューのときの資料

を見ると調査対象の90件ほどの中で、実際に保護区の中でやった事業というのはなかったということなんですけれども、今期は既に複数、ざっと数えても4、5件くらいはあったのかなというふうに思いますので、開発ニーズとそういった自然保護の国際的な潮流というのはますます重なってきて難しいところがあると思います。

単純に保護区だから駄目だと言えないところもあるのも承知ですけれども、最終的にはやはり生物多様性、そこからの恵みで生活する地元の人々に負の影響がない形の事業というのをどうやっていくかというのは、これからますます難しい舵取りになってくるかと思いますので、JICAさんには特に頑張ってくださいたいのと、この助言委員会の役割もますます重要かなというふうに思っています。

私はちょっと本業が忙しくなってきたということもあったので退きますけれども、この分野には引き続きおりますので、また次期以降もし余裕が出てきたらまた関わらせていただければと思っています。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、山崎委員、聞こえますでしょうか。

○山崎委員 山崎です、どうもお世話様です。手短にご挨拶させていただければと思います。

本日まで2期、4年務めてまいりましたが、任期満了をもちまして、今回退任させていただくことになりました。これまで委員としての活動を支えていただいたJICA審査部、事業部の皆様方、そして原嶋委員長はじめとして助言委員会委員の皆様にはこの場を借りまして、改めて厚く御礼申し上げます。

この4年間ですけれども、ワーキンググループや全体会合で個別案件の議論のみならず、ガイドラインの改定など将来を展望する作業に携わらせていただきまして、時に応じて一民間金融機関の実務の視点からコメントをさせていただくこともございましたが、むしろ振り返りますと委員の皆様からご専門分野のリスクの見方について、深く学ばせていただきました。ありがとうございました。

近年、ESG投資とかサステナブルファイナンスといったファイナンス手法が隆盛しておりますけれども、金融機関が事業体とのエンゲージメントを通じて、環境や社会に与え得るネガティブな影響を回避、軽減していこうとする取組は、時代を先取りしてきた枠組みと言えるのではないかと思いますし、2030年、2050年に向けて持続可能な社会を実現していく上で、引き続き大切な役割であり続けると信じています。

今後、この助言委員会のますます活発なご議論を通じまして、日本が新興国の経済社会に大きなポジティブインパクトを生み出し続けられることを祈念しまして、私の最後のご挨拶とさせていただきますたいと思います。

大変長らくお世話になりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それではここで、審査部のほうから一言、頂戴してよろしいでしょうか。

○戸島 ありがとうございます。時間も押している中で大変恐縮ですが、お時間頂戴します。

第6期委員の皆様におかれましては、2020年7月から2年間、貢献を賜りまして、誠にありがとうございました。

6期開始当初より新型コロナの関係で、オンライン実施になってしまいましたけれども、個別案件にいろいろなご知見を生かした助言をいただきました。皆様のご尽力に重ねて感謝申し上げたいと思っております。

本年1月に改定、公布しました新しいガイドラインに関しましては、第5期以前から委員をやっていただいている皆さんを中心に2010年版のガイドラインのレビューへの助言、それから包括的検討の実施に際して、大変精力的にご協力していただきました。こちらにつきましても深く感謝する次第でございます。

また、原嶋委員長におかれましては、ガイドライン改定の諮問委員会、座長も担っていただきました。効率的かつ円滑に議事進行をお務めいただきましたことに対しまして、大変感謝申し上げる次第です。

また、両副委員長におかれましても、委員長のご不在時、また報告取りまとめに大変なご尽力をいただきまして感謝申し上げます。

来期の助言委員会の委員に継続して務めていただく委員もたくさんいらっしゃいます。この点に関しまして引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

それから、最後になりましたけれども、今期をもってご退任されます掛川先生、作本先生を含めた8名の委員の皆様におかれましては、改めましてこの場をお借りして、これまでのご貢献に深く感謝申し上げます。

先ほど、何人かの委員もおっしゃっておられましたけれども、狭い世界ですので、今後とも私どもと関係があるかと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、JICAを代表しまして、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは、審査部のほうから今後の日程も含めて幾つか連絡事項はございますでしょうか。

○小島 改めまして、審査部の小島です。

次回、第7期の第1回目の全体会合は8月1日、2時からというところでございます。同じように、オンラインで開催させていただきますので、継続される皆さんにおかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

あと、新任の委員の皆様及び継続を希望される方々においてはブリーフィングを行わせていただきます。有償、無償などのスキーム、あるいは下位等のスキームについてご説明する時間を設けますので、参加される方は事務局のほうにお申し出いただければアレンジしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

小島からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、もしここでご発言のご希望がございましたら、サインを送っていただけますでしょうか。

作本先生、聞こえますか。

○作本オブザーバー はい、聞かせていただいております。

○原嶋委員長 長い間、ありがとうございました。

○作本オブザーバー 私こそ、皆さんにお世話になりました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、事務局のほうもこれでよろしいでしょうか。連絡事項はこれで尽きておりますか。

○小島 事務局の小島です。一つだけお願いがありまして、私たち事務局のほうからいろいろ連絡させていただいていると思います。リアクションが遅い方々もおられますので、皆さんにおかれましてはぜひご協力をお願いしたいと思います。

もし、よろしければ、委員長から一言ご挨拶をいただければと思います。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、本日最後になりますけれども、もしご発言の希望がありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。

一応、本日のアジェンダは終わったというふうに理解してよろしいでしょうか。

小島さん、確認です。

それでは、本当に2年間、この2年間は特にコロナ禍ということで、オンラインでの開催になりました。大変制約が多い中で、委員会の活動と会合の進行について、ご協力していただき、どうもありがとうございました。

審査部の方々にも大変な努力をしていただいて、特に大石さんには連絡などで大変しっかりとやっていただいて感謝しております。どうもありがとうございました。

それでは、本日、予定をしておりました議題は全て終了になりましたので、これで第138回の全体会合を終了させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。また引き続きお世話になることもあると思いますので、よろしくお願いします。

これで、本会、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

17時13分閉会